

一件」が重要な史料である。この史料を活用して次の論考として準備を進めている。

(86) この点については、前掲『山口県史 近世四』八八頁の解説に「従来、内海(仙崎湾)を中心に捕鯨を行っていた瀬戸崎鯨組が、この年の冬から青海島北西の「沖海」で新たに鯨組を取り立てようとしたのに対し、川尻浦鯨組が、自分たちの漁場へ支障が生じるとして差し止めを求めた」とある。漁場争論とも関わる問題であり、次の課題にしておきたい。

(87) 長州地方の鯨の回遊・鯨路については、服部徹編纂『日本捕鯨彙考(復刻版)』(鳥海書房、二〇〇〇年)の後篇、二二―二三頁、羽原前掲書、五一―二頁を参照のこと。

(88) 春浦の重要性については、西海地方の研究では末田前掲『藩際捕鯨業の展開』を参照。また、西海地方における捕鯨漁場の地域的集中化および冬浦と春浦の分化現象については、末田前掲『近世日本における捕鯨漁場の地域的集中の形成過程』を参照のこと。

(89) 島戸・肥中両浦の寛政期前後の鯨組経営の展開状況の検討が不十分のために、本稿では寛政期に限定しておく。

(90) 深澤組入漁の理由・背景については、西海捕鯨業地域の展開状況を含む深澤組の経営事情が大いに関係していると考えられる。次の論考の課題にしておきたい。

(91) 前掲『山口県史 近世四』六一―五頁。

(92) 海上石と浦石に関わる浦立銀については、羽原前掲書、四二一―四二二頁、前掲『山口県史 近世四』三四―四一頁(木部の解説)によるわかりやすい説明がなされているので参照のこと。

(93) 先大津代官および郡奉行と捕鯨業との関わりについては、御手組の問題と関わるため今後の課題としたい。

(94) 運上銀や買い上げ用御用油の上納先については今後の課題としたい。また羽原前掲書、二二七―二二八頁の「漁政上の機関」および『藩史大事典 第六巻 中国・四国編』(雄山閣、二〇〇二年)の「萩藩」「長府藩」(三四六―三八六頁)を参照した。

(95) 今後は羽原前掲書、前掲『山口県豊浦郡水産史』および前掲『山口県史 近世四』の木部担当部分の検討が必要となる。

(96) 日本海沿岸の広範囲な地域において捕鯨業が発展した要因としては、捕鯨業以外における他国出漁が盛んであったことが考えられる。それによる漁業・捕鯨業あるいは商品販売などの情報交換が下関市場を中心に頻繁に行わ

れていたことがある。

(97) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三七八頁。

(98) 現時点で作成したものであり、寛政期に限定しておく。今後の研究の進展によっては変化することを附しておきたい。また本図を作成するにあたり、羽原前掲書、二一七―二二五頁、前掲『山口県史 近世四』五七頁の「長門国豊浦郡矢玉浦・村屋彦三郎(内田家)の対馬出漁関係図」(図2、木部作成)を参考にした。

(99) 前掲『山口県豊浦郡水産史』六七二頁。

(100) 前掲『山口県豊浦郡水産史』六七二―六七三頁。

(101) 前掲『山口県豊浦郡水産史』六七三頁。

(102) 徳見前掲書、七三頁では史料のみの掲載に留めている。

(103) 徳見前掲書、七四―七五頁。

(104) 深澤与五郎・与六郎の逝去については、指方邦彦「西海捕鯨と深沢組など鯨組の盛衰について」(『大村史談』第四十号、一九九二年)三六―四一頁および四三―四四頁の「深沢家系図」を参照。

(105) 日本海沿岸捕鯨業の視点の重要性については、末田前掲『藩際捕鯨業の展開』二七一―二七二頁において主張していたことである。その延長線上に本研究がある。

(106) 末田前掲『西海捕鯨業地域における益富又左衛門組の拡大過程』を参照のこと。

(107) この点に関しては、西海地方ではあるが、末田前掲『藩際捕鯨業の展開』二六六頁にある「近世前中期の西海地方における鯨組の拠点(図20)」を参照のこと。

*文献・引用文などの数字については、縦書きの便宜上、一部を除いてすべて漢数字で記している。

附記

本稿の作成にあたり、木部和昭先生(山口大学経済学部教授)には、『山口県史』のご寄贈などを含めて多くのご教示を頂戴した。また本研究は、地域漁業学会第五十七回大会(広島大学)において発表し、その際に貴重なご教示を賜った。合わせて厚く御礼申し上げる。なお本稿は、神奈川大学国際常民文化研究機構における五年間の共同研究の活動・成果に引き続き、平成二十七年JSPS科学研究費「基盤研究(c)・課題番号15K02877」の助成を受けてまとめたものである。

組の運上に関する史料紹介」(神奈川大学『国際常民文化研究機構年報』第三号、二〇一二年)、同前掲「西海捕鯨業地域における益富又左衛門組の拡大過程」、同「平戸藩領の捕鯨漁場における巨大鯨組の萌芽―天明初期益富組の鯨捕獲をかいま見る―」(『民俗と歴史』第三十一号、二〇一三年)、同「平戸藩領域における益富又左衛門組の成長過程―安永九年鯨運上史料一瞥―」(『中部大学人文学部研究論集』第三十号、二〇一三年)、同「寛政前期平戸藩領域における捕鯨業の一樣相―益富大嶋組の運上史料から探る―」(神奈川大学『国際常民文化研究機構年報』第四号、二〇一三年)、同「寛政中期平戸藩領益富組の取揚鯨と運上銀」(『神奈川大学』『国際常民文化研究機構年報』第五号、二〇一五年)、同「天明期益富組の経営発展における捕獲鯨と漁場と運上銀の関係性」(『中部大学人文学部研究論集』第三十三号、二〇一五年)などの筆者による益富組の鯨運上銀に関する一連の論考を参照のこと。

(57) 長州捕鯨業の運上銀については徳見前掲書、一二九―一四八頁にあり、非常に重要な指摘が多くみられる。また、萩・長府両藩の鯨運上銀問題を分析するうえで、羽原前掲書、二二〇―二二二頁に書かれた両藩の運上銀一覽は重要である。筆者は今後さらなる検討を試みたい。

(58) 羽原、徳見、多田のほか上記のすべての先行研究および刊行史料をみたが見当たらない。したがって今後は原文書を調査するつもりである。

(59) 西海地方の先納銀については、注(56)の論考および松下志朗「西海捕鯨業における運上銀について―平戸藩領生月島益富組を中心に―」(『福岡大学創立三十五周年記念論文集 人文編』一九六九年)を参照のこと。

(60) 注(56)の論考を参照のこと。

(61) 本史料から長州地方では長須鯨も高額であったことが判明し、長州地方で長須鯨の捕獲が重要視されていたことは、西海地方と長州地方の捕鯨業の違いの切り口となろう。

(62) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三七三―三七六頁。

(63) 徳見前掲書、七〇頁。

(64) 羽原、徳見ともこの条件には触れていなかったが、鯨組が居浦することにより漁村が賑やかになることも含めて、実はここに九州鯨組を入漁させる大きな魅力が隠されていたと考える。

(65) 羽原前掲書、二八〇頁。

(66) 本史料は、日本海沿岸捕鯨業に対する商人の介入度が非常に高かったことを示すものである。羽原前掲書、二八〇頁。古賀前掲論文は長州捕鯨業を地域産業として捉えたものであり、筆者も日本海沿岸捕鯨業全体をみるうえで

で同じ見解である。

(67) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三七六―三七八頁。

(68) 『史料4』と『史料5』は詳細な内容から判断して、双方が互いで話し合いながら決めていったことを書き記したものではないかと考える。したがって、羽原前掲書、二七四―二八〇頁、徳見前掲書、六五―七二頁にある証文の順番とは異なる。

(69) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三六九―三七〇頁。

(70) 徳見前掲書、六六―六七頁。

(71) 羽原、徳見ともに長州地方の漁村側の条件や事情のみで論じているが、深澤組や九州鯨組の捕鯨業の作法・活動方法・取り組み手順なども考慮して史料を解釈する必要がある。

(72) 筆者と羽原前掲書、二七五頁の解釈とは異なる。

(73) 羽原前掲書、二七四―二七五・四九〇頁。

(74) 徳見前掲書、七四―七五頁の島戸・肥中両浦の鯨組経営と九州鯨組の依存に対する見解も大変参考になった。

(75) 羽原前掲書、二七五・四九〇頁。

(76) 前掲『山口県史』近世四』六一―六二二頁。

(77) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三七二―三七三頁。

(78) 前掲『山口県史』近世四』については捕鯨業に限らず、浦方・漁業に関する多くの示唆を与えてくれるものである。従来の羽原、新宅などの長州漁業史研究を継承批判していく意味においても重要な史料集である。

(79) 捕鯨業を開くにあたっての通達の経路については羽原、徳見ともに詳しくは触れていない。この点に関しては、本稿において新たに提示できたと考える。羽原前掲書、二七七・二七八頁、徳見前掲書、六七―六八頁。

(80) 羽原前掲書、二七五・二七八頁。また「肥中浦之儀者浦石六拾壹石四升六合上納仕」については、前掲『山口県史』近世四』三六―三七頁の「表8 萩藩の浦方関係石高一覧(享保四年)」を参照のこと。

(81) 前掲『山口県史』近世四』六一―六二二頁。

(82) 前掲『山口県史』近世四』六一―六二二頁。

(83) 前掲『山口県史』近世四』六一―六二二頁。

(84) この問題については、羽原、新宅および前掲『山口県史』近世四』三四―四三頁にある木部による萩藩の浦方制度・漁村の階層構造・漁業争論などの研究を踏まえて、さらに検討することを課題としておきたい。

(85) 前掲『山口県史』近世四』六〇六―六四四頁にある「前大津先大津捕鯨

- (32) 島戸・肥中両浦における捕鯨業については、羽原前掲書、二六〇～二八〇頁、徳見前掲書、五一～八〇頁を参照。享保・宝暦期については、前掲『山口県豊浦郡水産史』に含まれる史料を使用して羽原、徳見ともに「肥前国平戸山口屋助左工門」(享保期)、「肥前国平戸浦大井甚平」(宝暦期)に依存していたことを論じている。したがって、寛政期も島戸・肥中両浦では鯨組を開くための鯨組株(鯨網道具・鯨船一式)を所有しているものに依頼する可能性が、この二月の時点でも高かったと推測できる。
- (33) 長府藩島戸浦のみならず、萩藩肥中浦を合わせた両浦への五十貫目の貸下げであったことは、本史料の運上銀の上納に関する記述からも推測できる。したがって当然萩藩も関わっていたと考えられるが、それに関する史料は現在のところ見当たらない。今後は、萩藩側の史料の調査が必要であろう。
- (34) 下関との関係については、徳見前掲書、二九五～三〇四頁、岸本前掲書、三五～三九頁を参照。
- (35) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三六八～三六九頁。
- (36) 萩魚町の真木源之允については、前掲『山口県豊浦郡水産史』三六六頁における宝暦四年の史料にも平戸への交渉役としてみられる。
- (37) 末田前掲『藩際捕鯨業の展開』一九～三七・二六三～二七四頁。
- (38) 羽原前掲書、五一～五二頁、徳見前掲書、一〇七～一二八頁、多田前掲『明治期山口県捕鯨史の研究』一〇～一八頁。
- (39) 羽原前掲書、二七一～二七四頁、徳見前掲書、六二～六五頁。
- (40) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三七〇～三七二頁。
- (41) 林英夫・芳賀登編『番付集成 上・下』(柏書房、一九七三年)一一〇・一六九・一七二・一七三・一七五・一七六頁(上)、三三・三三三頁(下)。
- (42) 羽原前掲書、二七五～二七七頁、徳見前掲書、六五頁。
- (43) 深澤組一統が九州の巨大鯨組であったために、島戸・肥中両浦の交渉人(真木源之允や六郎左工門)から声がかかったためであろう。今後は、深澤組側の事情を探る必要がある。
- (44) 羽原前掲書、二七七～二七八・五一五頁、徳見前掲書、二九五～二九七頁、岸本前掲書、三六頁。
- (45) 西海捕鯨業(九州鯨組)と下関との関係を考察した研究は、藤本隆士「西海捕鯨業経営と福岡藩―地方市場の一考察―」(宮本又次編『商品流通の史的研究』ミネルヴァ書房、一九六七年)・同「鯨油の流通と地方市場の形成」(『九州文化史研究所紀要』第十二号、一九六七年)のみである。
- (46) 前掲『豊北町史 二』二二二頁。また前掲『豊北町史 二』二〇八～二二六頁においても、主として前掲『山口県豊浦郡水産史』所収の史料から島戸・肥中両浦の捕鯨について論じている。羽原前掲書、二〇三～二〇五頁も参照のこと。
- (47) 徳見前掲書、五二・六五頁。とくに徳見の「深沢与六郎はかつて肥中島戸浦鯨網代を借りうけて角島の尾山、肥中の矢倉山へ鯨場を開設したことのある深沢儀平治の関係のもで、その縁故をもってこの度も入漁を企図したものと考えられる」との指摘は重要である(六五頁)。筆者も、この複数の漁村からなる大きな鯨網代の形成かつ深澤組が容易に使用の許可が降りたことと関係していると思われる、今後の検討課題にしたい。また羽原前掲書、二〇四頁も参照。
- (48) 前掲『山口県史 近世四』六一四～六一五頁。なお、本稿で使用するにあたって、体裁については原則として原史料の記載通りとし、適宜本書形式に合わせた。
- (49) 前掲『山口県史 近世四』八八頁。
- (50) 羽原、徳見ともにこの史料の指摘は見受けられない。
- (51) 羽原前掲書、二六〇頁、徳見前掲書、五二頁。但し、これら四つの漁村の類別からわかる鯨網代形成に関わる入会問題については、今後の課題としておく。この点については羽原前掲書、二一八～二一九頁を参照のこと。また前掲『豊北町史』と前掲『豊北町史 二』の近世・近代の漁村について書かれた部分も参照のこと。
- (52) 筆者が再考を考えた理由でもある。すなわち、注(31)の最後に触れた通り前掲『山口県豊浦郡水産史』の翻刻史料の一部に誤りがみられ、前掲『山口県豊浦郡水産史』所収の史料のみでの検討は避けていたからである。原史料からの翻刻による信用度の高い前掲『山口県史 近世四』が刊行されたことよって、筆者は本稿を作成するに至ったことを附しておきたい。
- (53) 前掲『山口県史 近世四』四九～五八頁の解題において木部和昭による「豊浦郡諸浦と他国出漁」と「対馬出漁」があり、そのなかで「豊浦郡諸浦の漁業の最大の特徴は『他国出漁』である」または「そうした豊浦郡諸浦の他国出漁の歴史のなかでも、特筆すべきが対馬出漁である」と書かれている部分から、この地方において九州鯨組の入漁は受け入れやすかったと思われる。
- (54) 前掲『山口県豊浦郡水産史』六七〇～六七二頁。
- (55) 但し多田が前掲『明治期山口県捕鯨史の研究』一一頁のなかで藩からの賦課としており、筆者との解釈が異なる。
- (56) 末田智樹「西海捕鯨業地域における巨大鯨組の形成過程―益富又左衛門

梶浦鯨史の研究―網代式捕鯨とその他の鯨とり―(マツノ書店、一九七八年)。

(7) 新宅勇『沿岸漁業の地理学的研究』(地人書房、一九六八年)、同『萩藩近世漁村の研究』(私家本、一九七九年)一五〇―一七五頁。

(8) 『長門市史 歴史編』(長門市、一九八一年)三六〇―三九六頁のほか、『長門市史 民俗編』(長門市、一九七九年)二五九―二八四・一〇一三―一〇二二頁も参考になる。

(9) 戸島昭『大津郡捕鯨紛議』(一)―明治五・六年、津黄浦の捕鯨出願を巡って―(『山口県文書館研究紀要』第十六号、一九八九年)、同『大津郡捕鯨紛議』(二)―明治十一年、三見浦の捕鯨出願を巡って―(『同』第十九号、一九九二年)、同『大津郡捕鯨紛議』(三)―近世、通浦と瀬戸崎浦の対立―(『同』第二十号、一九九三年)、同『大津郡捕鯨紛議』(四)―近世、瀬戸崎浦と川尻浦の対立―(『同』第二十一号、一九九四年)、同『大津郡捕鯨紛議』(五)―明治九年、川尻捕鯨組の分裂―(『同』第二十七号、二〇〇〇年)、同『大津郡捕鯨紛議』(六)―明治十三年、大浦突鯨組の出願を巡って―(『同』第二十九号、二〇〇二年)。

(10) 河野良輔『長州・北浦捕鯨のあらまし』(長門大津くじら食文化を継承する会、二〇〇五年)、清水満幸『萩・北浦のクジラ文化』(一般社団法人萩ものがたり、二〇一一年)、古賀康士『地域産業としての長州捕鯨―長門市くじら資料館所蔵文書からみえるもの―』(下関市立大学『地域共創センター年報』六巻、二〇一三年)。

(11) 岸本充弘『関門鯨産業文化史』(海鳥社、二〇〇六年)。ほかに近世・近代の長州捕鯨業については、近藤勲『日本沿岸捕鯨の興亡』(山洋社、二〇〇一年)六五―一〇三頁も本稿の作成にあたり大変参考になった。また、有蘭眞琴『山口県漁業の歴史』(日本水産資源保護協会、二〇〇二年)一七頁、安富静夫・岸本充弘『下関クジラ物語』(下関くじら食文化を守る会、二〇〇二年)一九―二二頁に、九州鯨組および深澤与六郎祖について触れられている。

(12) 羽原前掲書、四八九―四九〇頁。

(13) 羽原前掲書、二七一―二八〇頁。

(14) 徳見前掲書、五二―五三頁。

(15) 徳見前掲書、六二―七五頁。

(16) 徳見前掲書、八一―八五頁。

(17) 多田前掲『見嶋と鯨』二一―二二頁。他に多田穂波『見嶋と九州鯨組及び漁人』(一)(二)『西日本文化』第七九・八〇号、西日本文化協会、一九

七二年)を参照のこと。

(18) 多田前掲『見嶋と鯨』二四―三二頁。

(19) 新宅前掲『萩藩近世漁村の研究』一五二―一五四頁。

(20) 前掲『長門市史 歴史編』三四五―三四六・三八八―三九一頁。

(21) 柴田恵司『深澤組小伝』(『大村史談』第四十五号、一九九四年)、同『肥前大村藩深澤鯨組』(石井謙治編『日本海事史の諸問題 対外関係編』文献出版、一九九五年)、中園成生『古式捕鯨業時代の長州漁場』(二)『西日本文化』四六六号、西日本文化協会、二〇一三年)、中園成生『大村藩の捕鯨と鯨業 第一項 捕鯨と鯨組』(『新編大村市史 第三卷 近世編』二〇一五年)。

(22) 中園前掲『古式捕鯨業時代の長州漁場』(二)』他に多田前掲『見嶋と鯨』二九頁。

(23) 末田前掲『藩際捕鯨業の展開』、同『近世日本における捕鯨漁場の地域的集中の形成過程―西海捕鯨業地域の特異性の分析―』(岡山大学経済学会雑誌』第四十巻第四号、二〇〇九年)、同『西海捕鯨業地域における益富又左衛門組の拡大過程』(神奈川大学『国際常民文化研究叢書―日本列島周辺海域における水産史に関する総合的研究』第二巻、二〇一三年)。

(24) 中園成生『古式捕鯨業時代の長州漁場』(一)『西日本文化』四六五号、西日本文化協会、二〇一三年)。筆者は『西海地方』と『長州地方』を合わせた捕鯨業地域として『日本海沿岸捕鯨業』の用語で括りたい。

(25) 楠美一陽『山口県豊浦郡水産史(復刻版)』(マツノ書店、一九八〇年)。

(26) 『山口県史 史料編 近世四』(山口県、二〇〇八年)六〇六―六五六頁。

(27) 前掲『山口県史 近世四』三四―五八・八八頁。他に『山口県史 史料編 近世六』(山口県、二〇一二年)二〇・七八三―七九三頁も参照のこと。

(28) 管見の限り羽原、徳見ともに長州捕鯨業と九州鯨組との関係から読み取れる長州捕鯨業の特徴を提示していない。

(29) 羽原前掲書、徳見前掲書、河野前掲書など長州捕鯨業史研究を整理すれば一目瞭然である。

(30) 『豊北町史』(豊北町、一九七二年)、『豊北町史 二』(豊北町、一九九四年)。

(31) 前掲『山口県豊浦郡水産史』三六七―三六八頁。なお、本稿で使用するにあたって、旧字体等は原則として常用漢字に改め、読点(・)・並列点(・)を加えた。体裁は原則として原史料の記載通りとし、適宜本書形式に合わせた。また、本書のなかで疑問が残る翻刻箇所がみられたが、今回はそのまま掲載した。

んでいなかった。筆者は、益富組が文化期に対馬藩へ進出した点について検討は進めていたが、益富組側の史料からの検討のみで藩や漁村との関係について不鮮明な点があったことは否めない⁽¹⁰⁾。この意味においても本稿の考察は大きな意義を持つ。今後は、日本海沿岸における中大藩と小藩における捕鯨業の展開の違いについて、漁村構造を踏まえて考察する必要がある。現時点で言えることは、長州藩、対馬藩、福岡藩ともに共通して長期間にわたって展開した専門集団としての巨大鯨組は勿論のこと、中小鯨組の輩出もほとんど見られなかったことである⁽¹⁰⁾。その理由を見出しつつ日本海沿岸捕鯨業の真の実態を明白にするためには、日本海沿岸における藩領国の社会経済構造と捕鯨業の発展過程との関係について、原史料を分析して実証的に深めなければならない。

最後に、次の課題について触れておきたい。島戸・肥中両浦を中心とした角島・和久浦まで含む捕鯨漁場(図1)は、これまで九州鯨組が時折入漁していたと言われてきた。しかし一概にそうとも言えず、かなりの頻度で九州鯨組に依存していたと推測される。この背景には、長州地方において九州鯨組の活動が大きく轟いていたことがあった。元禄・享保期以降の長州地方の捕鯨漁場には、深澤組以外にも益富組、土肥組、中尾組の巨大鯨組、平戸町人による中小鯨組が入漁していた。長州地方の捕鯨漁場が九州鯨組のために空浦にしていた点なども含めて、九州鯨組の巨大鯨組と中小鯨組の違いにも触れながら考察を深めることが切要である。巨大鯨組・中小鯨組の入漁以外にも、羽原、徳見、多田などが指摘していた長州地方における羽指などの専門職の雇用問題についても、詳しく検討しなければならない。巨大鯨組・中小鯨組・羽指などの専門職からなる九州鯨組と長州地方の漁村との関係を明らかにし、日本海沿岸捕鯨業の特色をより一層浮き彫りにすることが、近世・近代日本捕鯨業史研究を前進させる鍵となろう。

注

- (1) 近世の大規模漁業・捕鯨業における漁業形態については、羽原又吉『日本漁業経済史 上巻』(岩波書店、一九五二年)一三〇頁を参照。近世捕鯨業の五つの地方のおもな成果については以下の通りである。房州地方については、『鋸南町史』(鋸南町、一九六九年)、吉原友吉『房南捕鯨』(『東京水産大学論集』十一号、一九七六年)。紀州地方については、熊野太地浦捕鯨史編集委員会編『鯨に挑む町―熊野の太地―』(平凡社、一九六五年)、『太地町史』(太地町、一九七九年)、『和歌山県史 近世』(和歌山県、一九九〇年)、太地五郎作述『熊野太地浦捕鯨乃話』(谷川健一編者『鯨・イルカの民俗』(日本民俗学文化資料集成一八)『三一書房、一九九七年)、太地亮『太地角右衛門と鯨方』(私家本、二〇〇一年)、『古座町史料 捕鯨編』(串本町、二〇〇八年)。土佐地方については、伊豆川浅吉『土佐捕鯨史 上・下巻』(日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書 第二十三巻 中国・四国篇(四)』三一書房、一九七三年)、吉岡高吉『土佐室戸浮津組捕鯨實録』(アチック・ミュージアム編『土佐室戸浮津組捕鯨史料』(日本常民文化研究所編『日本常民生活資料叢書 第二十二巻 中国・四国篇(三)』三一書房、一九七三年)、(財)高知県文化財団・歴史民俗資料館編『特別展 鯨の郷・土佐―くじらをめぐる文化史―』(高知県立歴史民俗資料館、一九九二年)、古賀康士『幕末維新期土佐藩における藩営捕鯨業―開成館捕鯨局の経営と労働組織―』(『土佐山内家宝物資料館研究紀要』十二号、二〇一四年)。西海地方については、秀村選三・藤本隆士『西海捕鯨業』(『江戸時代図誌 西海道一 第二十二巻』(筑摩書房、一九七六年)、立平進『西海のくじら捕り―西海捕鯨の歴史と鯨絵巻―』(長崎県労働金庫、一九九五年)、鳥巢京一『西海捕鯨の史的的研究』(九州大学出版会、一九九〇年)、中園成生『改訂版くじら取りの系譜―概説日本捕鯨史―』(長崎新聞社、二〇〇六年)、末田智樹『藩政捕鯨業の展開―西海捕鯨と益富組―』(御茶の水書房、二〇〇四年)、古賀康士『西海捕鯨業における地域と金融―幕末期老岐・鯨組小納屋の会計分析を中心に―』(九州大学総合研究博物館研究報告)第八号、二〇一〇年。長州地方については注(2)・(5)・(11)を参照。
- (2) 羽原前掲書、一九六―六三三頁。
- (3) 羽原前掲書、四六四―五一六頁。
- (4) 羽原前掲書、五一五―五一六頁。
- (5) 徳見光三『長州捕鯨考(再版)』(長門地方史料研究所、一九七一年)。
- (6) 多田穂波『見嶋と鯨』(見嶋と鯨編纂会、一九六八年)、同『明治期山口

する関係変遷図を作成することを課題としておきたい。

第二。九州鯨組および西海捕鯨業との関係についてである。萩・長府両藩および島戸・肥中両浦との取り決めのなかで、運上銀の賦課額についての明確な規定があった。捕鯨業に関する運上銀の規定については、西海地方の中小諸藩が最も重要視していた点であった。萩・長府両藩への運上銀の賦課基準額と西海地方の中小諸藩のそれとを比べてみると、萩・長府両藩の方が低い設定であったことが判明した。そのうえ鯨種ごとの運上銀については、萩・長府両藩および島戸・肥中両藩が率先して定めていたわけではなかった。西海地方では、近世初頭の突取法の時代から捕鯨業が広範囲な地域で成立・展開し、巨大鯨組による中小諸藩への膨大な運上銀を通じた捕鯨漁場の浦請関係が根底にあった。長州地方の捕鯨業は鯨組組織の未発達な地域漁業であったゆえに、運上銀の差額に大きな違いがみられた。運上銀の低額設定は、九州鯨組が入漁する大きな要因となった。

これまで長州捕鯨業と九州鯨組との関係で言えば、九州鯨組の技術的な貢献に力点が置かれていた。しかし、その技術を取り込んで長州捕鯨業が成功・発展したのであれば、長州地方の捕鯨業においても地組の連続的な開きがみられた筈であるが、実際には断続的な展開であった。その断続的な展開をなるべく無くすべく九州鯨組の入漁がみられたのであり、寛政初期に島戸・肥中両浦では、九州鯨組の組織力を借りなければ鯨組を到底開くことはできない状況にまでなっていた。この点については通浦・瀬戸崎浦・川尻浦での検討が必要であるために今後の課題となろうが、寛政期前後では九州鯨組の運上銀・御用油・浜立銀が入漁に大きく関係していた。なお、運上銀・浦立銀額の全体的な問題については、本稿では検討が不十分であるために、次の機会に譲ることにしたい。

従来、長州捕鯨業史研究では触れられてこなかった巨大鯨組からの運上銀額が明らかになった。筆者は、西海鯨組が入漁した背景として長州

側の不漁と九州鯨組側の勢美鯨捕獲の目的が絡んでいたのではないかと推測する。すなわち西海地方では、勢美鯨から採取できる鯨油が最上の高額取引商品となっていたからである。現時点では、長州地方の捕鯨漁場の複雑な事情と、それほど勢美鯨が捕獲できなかったことが、九州鯨組の長期にわたる積極的な活動には至らなかった理由としておきたい。

さらに西海捕鯨業の鯨油販売との関係で言えば、近世後期西日本の地方市場として重要視されていた下関市場が、地理的位置関係からしても長州地方と西海地方の捕鯨漁場の中央の結節点としての流通・販売上の基地的役目を果たすロケーションにあったことが図2から判明する。この点は、日本海沿岸捕鯨業の生産・流通構造を考えるうえですこぶる重要である。太平洋沿岸捕鯨業の特色として、おもに座頭鯨の捕獲と大阪市場の存在に対して、日本海沿岸では勢美鯨の捕獲と下関市場の存在をあげることができよう。近世中後期西海捕鯨業の発展における下関市場の重要性については、すでに益富組の研究から藤本隆士の指摘がある。本稿の考察からは長州捕鯨業の史料から藤本の見解を補完できるとともに、今後は鯨油を中心とした鯨商品販売の視点より西海・長州地方からなる日本海沿岸捕鯨業地域を捉える必要がある⁽¹⁰⁵⁾。

第三。従前、西海捕鯨業史研究の領域では、深澤組、益富組、中尾組などの巨大鯨組の経営史的研究が主流であった。その一方で、残存史料の問題があり、巨大鯨組と西海地方の捕鯨漁場と各漁村との関係については不明瞭であった。本稿では、豊富な史料が現存している長州藩の捕鯨漁場と各漁村との関係を事例に考察した。日本海沿岸捕鯨業の観点からすれば、運上銀・鯨油販売・浜立銀などを通じた藩と漁村と市場と巨大鯨組との緊密な関係を明らかにできた。

これまで日本海沿岸において捕鯨業が成立・展開していた長州二藩、福岡藩、対馬藩などの中大藩と平戸藩、大村藩、五島藩、唐津藩などの小藩とを分けた形で、巨大鯨組や捕鯨業との関係について全く分析が進

『豊浦郡水産史』には、深澤組による操業状況がわかる史料が掲載されている。まず【史料11-1】には、深澤組と島戸浦問屋の外屋久兵衛との間で、鯨商品と思われる取引関係が記されている。次の【史料11-2】からは、【史料2-1】【史料2-2】【史料4】などで、何度も書かれていた規定通りの買い上げ用の御用油九挺が島戸浦庄屋の河口藤右工門へ納められていたことが読み取れ、一樽の重量まで書き記されている⁽¹⁰²⁾。これら三つ以外と寛政三年八月以降の史料が現在のところ見当たらないが、一応、寛政三年の深澤組による「初年試之」の春組は無事に終えていたと判断してよからう⁽¹⁰³⁾。

最後の【史料11-3】には四斗入りの大樽九挺が記されていることから、【史料11-2】に対する手形払いが深澤与六郎と吉丸市右衛門の両名宛でみられる。寛政三年八月以降のみならず寛政四（一七九二）年以後の史料が全くみられないだけに、島戸・肥中両浦では寛政四年の春浦の「請浦」が中止になったことが考えられる。この中止の要因としては、深澤与五郎が寛政四年に、次いで深澤与六郎が寛政六（一七九四）年に逝去していたことと深く関係していると推測できる⁽¹⁰⁴⁾。本稿での検討結果をさらに深めるためにも、寛政期前後の深澤組の展開状況については次の課題として別稿に期したい。

三、おわりに

これまでは長府藩島戸浦に関する史料を使用して、島戸浦の視点のみから深澤組入漁が指摘されてきた。それに対して、本稿では萩藩肥中・和久両浦における深澤組入漁に関する史料を加えて再検討を試みた。以下、三つの結論と次の課題に触れながら締め括りたい。

第一、萩・長府本支藩領内の島戸・肥中両浦の捕鯨漁場において展開されていた長州捕鯨業の特色についてである。長州捕鯨業の特色が、図

2に示されている関係図から浮かびあがる。本支藩の関係にありながら、藩領国を越えた入会の捕鯨漁場であった島戸・肥中両浦は、共同で鯨組を経営していたために複雑な漁業構造であった。長州地方の捕鯨漁場のなかでも唯一特殊な入会の鯨網代である両浦は、萩・長府両藩より融通された資金を活用して、共同で西海地方からの九州鯨組の誘致を成功させていた。そして両浦は、萩・長府両藩への運上銀・買い上げ用御用油・各漁村への浜立銀を通じて、九州鯨組の入漁許可がスムーズになるように動いていた。史料において入漁の表現が多くみられたように、入漁に基づいて長州二藩および長州地方の主要な捕鯨漁場の漁村と九州鯨組との間で、取り決めが行われていた。本稿では、新たな史料を加えて長州捕鯨業と九州鯨組との関係をより鮮明にできた（図2）。

島戸・肥中両浦の捕鯨漁場は、春浦専門の網代であったことが判明した。筆者は、西海地方では冬浦と春浦との区別を明確にして展開していたことを実証的に明らかにしてきた。深澤組は、長州地方の捕鯨漁場においても冬浦・春浦による捕獲鯨の違いを意識して入漁していたことがわかった。長州地方の鯨組の特徴は、概して言えば漁村における漁撈組織であった。それに対して九州鯨組の多くは、商人的性格を有し、豊富な資金から専門職を雇用して専門集団として展開していた。その違いから長州捕鯨業では、その資金面において藩が大きく関わっていた。したがって、島戸・肥中両浦を始めた長州地方の捕鯨漁場の漁村は、他の漁業や周辺の漁村との関係で毎年連続して捕鯨業を開くことは困難であった。

なお、『豊浦郡水産史』および『山口県史』には、本稿で焦点となった寛政二・三年前後の萩・長府両藩の捕鯨漁場における地組や深澤組以外の九州鯨組の入漁が記されている。この点を考慮して図2は、寛政初期の捕鯨漁場をめぐる関係図の一齣としておきたい。今後は寛政期前後の長州捕鯨業と九州鯨組の関係を解明することで、捕鯨漁場の利用に関

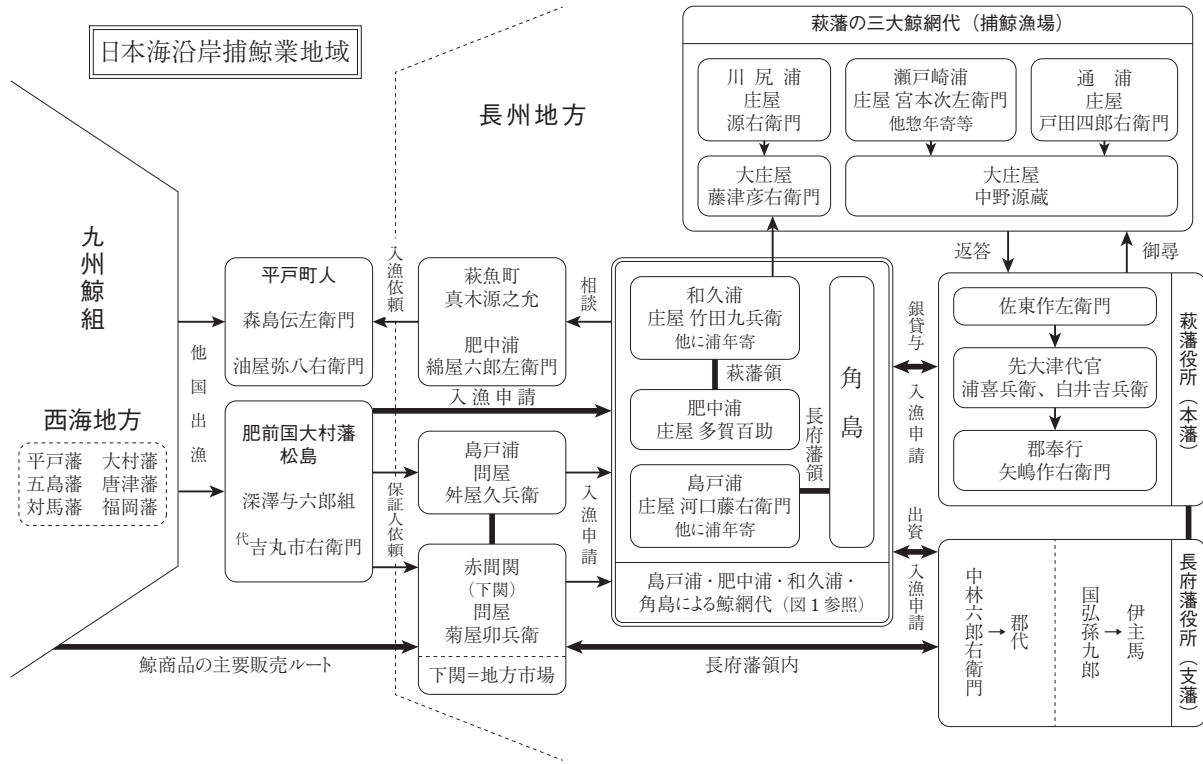


図2 深澤与六郎組の島戸・肥中両浦への入漁からみえる長州地方の捕鯨漁場と九州鯨組の関係図

〔史料11-2〕『豊浦郡水産史』
 一油大樽九挺
 但貫目附左之通
 式拾壹貫八
 式拾壹貫八
 式拾壹貫八
 式拾壹貫五
 〆七百式拾五匁
 右之通差上候、御改御受取可被遣候以上
 寛政三亥四月十八日
 舂屋久兵工殿
 松島組 肥中浦

〔史料11-3〕『豊浦郡水産史』
 一鯨油三石六斗也
 但四斗入九挺分
 右之通桶屋方へ請取置可申引合可申候
 寛政三亥七月八日
 深澤与六郎殿
 吉丸市右衛門殿
 白根林蔵
 右之通御用御買上油差遣候、御改御受取可被下候以上
 寛政三亥四月十八日
 御庄屋 河口藤右工門殿
 松島組 肥中浦印

を折半することで折り合いがついていたことがよくわかる。肥中浦の受け取り分である二百目は、「浦立銀・舸子役銀并濃物方上納之錫買立代等之償」に当てるように決めて、残りの「銀之義ハ浦石合別へわり付、人別配当仕候地下中申談仕候」として、許可を願ひ出していた。⁽⁹²⁾ 本史料は【史料7】と連動するもので、肥中浦の「浦石六拾壹石四升六合上納仕」に合わせて「人別」ごとに「配当」して、再び萩藩へ「上納」することになっていた。

本史料を最後までみると、【史料7】と同じく肥中・和久両浦の庄屋から大庄屋を通して先大津代官であった浦喜兵衛をへて郡奉行の矢嶋作右衛門まで上申されている。矢島から再び先大津代官の白井吉兵衛への「御沙汰」がみてとれる。⁽⁹³⁾ そのなかで運上銀と買上油については、「御手置銀ト御撫育方上納被仰付、油之義者濃物方江」とあり、「肥中浦へ当ル立銀人別配分受払旁帳面等御調置せ、於御代官所何分詰り能有御沙汰候」と命じている。⁽⁹⁴⁾ 深澤組に対する「他国者来着・退去之儀」は、作法通りに行うように白井吉兵衛へ言い渡ししていた。莫大な利益を生み出す捕鯨業を展開する場合でも、非常に厳格であったことがわかる。

本史料においても通浦・瀬戸崎浦、川尻浦の捕鯨業において不都合がなかったことが、運上銀規定と並んで郡奉行の矢嶋によって確認されている。長州地方の北浦沿岸一帯の漁村では、従来の漁業・捕鯨業に対して影響を及ぼしていなかった意思表示をしていた。言うまでもなくこの表意は、漁場争いや捕獲鯨の権利などに関わる重要な問題であったからであろう。⁽⁹⁵⁾ その意味では短期間のうちに素早い通達が各漁村に対してみられ、萩・長府両藩における藩を越えた円滑な情報交換が、九州鯨組の入漁を可能にしていたとかがえる。⁽⁹⁶⁾

〔史料10〕『豊浦郡水産史』⁽⁹⁷⁾

豊浦郡島戸浦鯨網代之儀、肥前国大村領松島の深澤与六郎と申者代

吉丸市右工門と申者罷被越、当亥春より申まで十ヶ年の間、漁業請浦被差免被下候様委曲願出候由被申出令承知候、願之通被差免候之條此段沙汰候以上

寛政三亥正月十七日

国 弘 孫 九郎殿

伊 主馬

【史料9】では、萩藩郡奉行から肥中・和久両浦への「御沙汰」はみられた。その一方で長府藩から島戸浦に対する「御沙汰」については、『豊浦郡水産史』の史料に「願之通被差免候之條此段沙汰候」と書かれていた。⁽⁹⁸⁾ 【史料9】と【史料10】と合わせてみると、深澤組入漁は月中旬までに萩・長府両藩より認可されていたことが判明する。

図2には、ここまで掲げてきたすべての史料から浮かびあがる深澤組入漁の申請・許可に関わる取り交わしの関係図を示してみた。⁽⁹⁸⁾ 図2からでは、長州地方の捕鯨漁場をめぐる島戸・肥中・和久の三つの浦を中軸に、萩・長府両藩の代官・郡奉行と通浦・瀬戸崎浦、川尻浦などの周辺の捕鯨漁場および、下関問屋と九州鯨組の関係が鮮明になった。深澤組入漁に関しては、島戸・肥中浦と深澤組の間においてわずか三日余りで「談合」を進め、前後しても一ヵ月以内で萩・長府両藩より「漁業請浦」の「御沙汰」が下されていた一連の動向が明らかとなった。

〔史料11-1〕『豊浦郡水産史』⁽⁹⁹⁾

覚

一八拾銭七百拾五匁

内

貳百貳拾五匁

三百六匁貳歩五厘

百九拾參匁七分五厘

七拾貳銭貳百五拾目

九拾八銭貳百五拾目

八拾銭

である。西海地方でいう冬浦と春浦とは表現が異なっているが、通浦と島戸・肥中両浦とでは網代が上下の位置関係にあるため、鯨の回遊の時期が違うなどの意味合いが含まれていたと推察する⁽⁸⁷⁾。

三大捕鯨漁場に対してここまで提示した史料から島戸・肥中両浦は春鯨捕獲を専門としていたことがわかる。その違いが【史料8-1】から【史料8-3】までの共通した「差支り之儀ニハ無之哉」の返答になったのである。しかしながら長州捕鯨業史研究では、従来筆者が論じてきた冬浦・春浦についての議論はほとんど見受けられない。そのためにも本稿では、寛政初期は島戸・肥中両浦は春浦専門として捕鯨業活動を再開したことに留めておきたい⁽⁸⁸⁾。島戸・肥中両浦が地理的要因から春組であったことはすくなく取れた⁽⁸⁹⁾。深澤組は、西海地方において本拠地が春浦専門の漁場であったことから、春鯨の捕獲や解体による鯨油販売などを熟知していたことが利点となった。この点を、島戸・肥中両浦へ入漁した理由に加えておきたい⁽⁹⁰⁾。

〔史料9〕『山口県史』⁽⁹¹⁾

申上候事

肥中浦并長府御領嶋戸浦催合之浦場所江、鯨組取立申度段、肥前国大村御領松嶋居住之深沢与六郎与申者手先之者罷越及相談候付、入漁被差免被遣候様、先達而御願申上候処、浜立銀トノ本別四百目を肥中浦并嶋戸浦江受方仕候分、於地地下いか様之取捌仕候哉、申出候様との御事奉得其旨候、肥中浦相当ル式百目之儀ハ、浦立銀・舸子役銀并濃物方上納之鯛買立代等之償ニ仕、尚残り銀之義ハ浦石合別へわり付、人別配当仕候段地下中申談仕候、尤請払之儀ハ於御代官ニ御メリ被仰付候様奉存候、此辻を以て被成御沙汰可被下候、以上

(ママ) 庄屋

多賀百助

同

竹田九兵衛

藤津彦右衛門殿

右前書之通申出候付、被成御沙汰可被遣候、以上

同日

藤津彦右衛門

佐東作左衛門殿

右前書之通御座候条、御無沙汰可被遣候、以上

同日

浦喜兵衛

矢嶋作右衛門殿

右之趣相伺候処、通ひ・瀬戸崎・川尻浦鯨漁差障り之儀も無之由ニ付、願出之通当亥春分先キ拾ヶ年之間、鯨組取立入漁被差免、御運上銀本別四百目宛、鯨油同拾八丁宛被召上候内、半方長府上納、且又浜立銀トノ本別四百目之内半方肥中浦、半方嶋戸浦江受方相成来候由ニ付、是又其通可被仰付との御事候条、御運上銀取立旁諸事詰り能御沙汰候而、受状等御申付、手堅可有御沙汰候、右御運上銀半方之儀ハ、御手置銀トノ御撫育方上納被仰付、油之義者濃物方江脇浦同様ニノ納方被仰付候条、両人所御乞合、夫々もの切無延引上納可有御申付候、并肥中浦へ当ル立銀人別配分受払旁帳面等御調置せ、於御代官所何分詰り能可有其御沙汰候、且又他国者来着・退去之儀ハ、兼而御作法之趣を以可有其御沙汰候、已上

(寛政三年)

亥

正月十一日

矢嶋作右衛門

(先大津代官)

白井吉兵衛殿

本史料からは、肥中・和久両浦の庄屋二名より島戸浦との間で浜立銀

願申出候付、当浦鯨組差支之儀ハ無之哉、有無申出候様御沙汰相成、早速地下中讃談仕候処、下浦之儀ニ付格別差支之儀無御座候条、此辻を以被仰出可被下候、以上

(寛政三年)

(通浦)

亥

庄屋

正月朔日

戸田四郎右衛門

大庄屋

中野源蔵殿

右前書之通申出候条、被成御沙汰可被遣候、以上

大庄屋

同日

中野源蔵

佐東作左衛門殿

右之通御座候条御沙汰可被下候、以上

同日

浦喜兵衛

矢嶋作右衛門殿

〔史料8-3〕『山口県史』⁽⁸³⁾

御尋ニ付申上候事

此度先大津御宰判肥中浦・長府御領嶋戸浦催合之場所江、鯨網代取立被仰付被遣候様御願申出、右ニ付川尻浦鯨漁業之差支リニハ相成可申哉之段、趣申出候様御沙汰相成候付、其沙汰仕候所、一向支リ之儀無御座候段申出候間、此辻を以て被成御沙汰可被下候、以上

(寛政二年)

(川尻浦)

戌

庄屋

十二月

源右衛門

大庄屋

藤津彦右衛門殿

右前書之通申出候間、被成御沙汰可被遣候、以上
(ママ)

大庄屋

藤津彦右衛門

佐東作右衛門殿

右之通御座候条御沙汰可被下候、以上

同日

浦喜兵衛

矢嶋作右衛門殿

『山口県史』においては、長州捕鯨業の三大捕鯨漁場と言われる通浦、瀬戸崎浦、川尻浦の順で、各漁村における漁業に差し障りのなかったことが、【史料8-1】から【史料8-3】までに連続して載せられている。本稿では、把握しやすいように三つに分けて掲載してみた。そのうち瀬戸崎浦と川尻浦では、「御尋ニ付申上候事」として郡奉行に差し出していた。【史料7】と合わせてみても、萩藩への上申の経路が読み取れる。寛政初期の長州本支藩における捕鯨漁場の管理および漁村同士の関係が安定的であったことがわかる。⁽⁸⁴⁾しかし、寛政初期において、萩・長府両藩における他の捕鯨漁場が不漁であっただけに、九州鯨組のなかで知られていた鯨組であった深澤組に大きな期待がかかった内容とも捉えられる。したがって、長州地方のおもな捕鯨漁場の庄屋および大庄屋が登場する一連の本史料は重要である。今後は、通浦、瀬戸崎浦、川尻浦と九州鯨組との関係を検討する必要性を示す史料でもあろう。⁽⁸⁵⁾

【史料8-1】から【史料8-3】までのすべてに表現されている「肥中浦・長府御領嶋戸浦催合」での捕鯨業が、長州地方の三大捕鯨漁場において差し障りがなかった背景を少しみておこう。これら通浦、瀬戸崎浦、川尻浦の地理的位置から考えてみると、三大捕鯨漁場ではおもに冬鯨の捕獲を目的としていたことがある。⁽⁸⁶⁾これを示す表現が、【史料8-2】の通浦にみえる「下浦之儀ニ付格別差支之儀無御座候」の文言

先大津代官から郡奉行にまで「御願」があげられていた。この内容からも本・支藩の間柄でありながら捕鯨業に対する漁村同士の連携が判明する。⁸⁰ 本史料からも九州鯨組の存在ならびに入漁が、「長府御領嶋戸浦催合之場所」である捕鯨漁場での共同の鯨組経営にとって大きかったことが把握できる。本史料の存在が、より一層『山口県史』所収の史料の持つ価値の高さおよび寛政二・三年における深澤組入漁の再考理由を的確に示している。

本史料のなかで重要な点は、肥中浦が九州鯨組を受け入れた理由が書かれていたことである。第一は、「六拾ヶ年已前迄者九州其外分追々入漁ニ罷越」とあり、肥中浦では六十年間「中絶」していたことと、それ以前においても九州鯨組が入漁していたことである。第二は、肥中浦側の事情から「申上候事」に至ったことが、「前段之通中絶網代取立相成候ハ、御上御重宝ニも相成、次ニ者地下成立為ニも相成義ニ御座候間、入漁被差免被遣候様奉願候、肥中浦之儀者浦石六拾壺石四升六合上納仕、右ニ応諸役多御座候所、六拾ヶ年以來纔之漁業をも不得仕、至極困究之浦方ニて、何卒漁事取立仕度」と子細に書かれていたことである。肥中浦では、再度六十年間の「中絶」による困窮を強調しつつ、捕鯨業の再興を「泰願」していた。⁸¹

(三) 通・瀬戸崎・川尻の三浦および萩・長府両藩の対応と深澤組入漁後の活動

深澤組による入漁に対して島戸・肥中両浦の周辺の捕鯨漁場では、どのような反応を示していたのであろうか。『山口県史』には、萩藩領の捕鯨漁場として積極的に展開していた通浦、瀬戸崎浦、川尻浦と萩藩役所との間でのやり取りを知ることができる史料が載せられている。本節では、萩藩と三つの漁村との伝達の内容から探っていく。

〔史料8-1〕『山口県史』⁸¹

御尋ニ付申上候事

此度先大津肥中浦・長府御領嶋戸催合浦之場所江、肥前国大村御領之者鯨網代取立仕度由、地下分も挙而相願候付、川尻・通・せ戸鯨漁業之差支リ之儀ニハ無之哉、委細申出候様御沙汰相成、早速地下中其沙汰仕候処、瀬戸崎浦之儀ハ相支リ趣無御座候条、此段被仰出可被下候、以上

(ママ)

(瀬戸崎浦)

庄屋

宮本次左衛門

惣年寄

松尾孫之允

年寄

南部屋太郎兵衛

同

待山弥八郎

惣網頭

斎藤屋又右衛門

同

南野平左衛門

中野源蔵殿

右前書之通申出候条、被成御沙汰可被遣候、以上

大庄屋

同日

中野源蔵

佐東作左衛門殿

〔史料8-2〕『山口県史』⁸²

覚

此度先大津御宰判肥中浦并長府御領嶋戸浦催合ニノ鯨組居浦之儀仰

〔史料7〕『山口県史』⁽⁷⁶⁾

申上候事

肥中浦鯨網代之儀者、長府御領嶋戸浦催合之場所にて、六拾ヶ年已前迄者九州其外之追々入漁ニ罷越、及昌場所御座候処、今程中絶仕居申候、然処此度肥前国大村御領松嶋居住之深沢与六郎と申者手先之者差越、於当地鯨組取立申度段及相談候ニ付、先年之行形申談候所、地下役人江対メり書別紙写之通相渡、尚又於当地嶋戸浦御百姓升屋久兵衛与申者并赤間ケ関町人菊屋宇兵衛と申者兩人、請人ニ相立申之由にて同道仕罷越、及相談申候、尤地下折合之上願出仕候ハ、来亥ノ春分入漁罷越、先拾ヶ年之間漁業仕度段申儀ニ御座候、前段之通中絶網代取立相成候ハ、御上御重宝ニも相成、次ニ者地下成立為ニも相成義ニ御座候間、入漁被差免被遣候様奉願候、肥中浦之儀者浦石六拾壹石四升六合上納仕、右ニ心諸役多御座候所、六拾ヶ年以來纒之漁業をも不得仕、至極困窮之浦方にて、何卒漁事取立仕度、近年色々地下中申合折柄、右之通入漁之相談有之幸之儀ニ奉存候間、何卒了簡を以入漁被差免被遣候様、地下中分掌^(掌)而奉願候事

一千年鯨組漁業之節ハ、御運上銀本別四百目宛、鯨油同拾八丁宛被召上候内、半方萩上納、半方長府上納仕来候、此度之儀も先年之通申談仕候間、此段被聞召上可被遣候、且又地下浜立銀ト本別四百目宛之内、半方肥中浦、半方嶋戸浦請方相成来り、此度其通申談仕置候事

右之通肥中浦鯨組取立之儀、九州表分深沢与六郎手先吉丸市右衛門并赤間関問屋菊屋宇兵衛罷越、地下相談仕候付、前段之通趣申上候間、何卒入漁被差免被遣候様地下分も相歎儀ニ御座候間、此段宜被仰上可被遣奉頼候、以上

(寛政二年)

(肥中浦)

戌

十二月

庄屋

多賀百助

(和久浦庄屋)

竹田九兵衛

大庄屋

藤津彦右衛門殿

右前書之通申出候間、被成御沙汰可被遣候、以上

大庄屋

同日

藤津彦右衛門

佐東作左衛門殿

右宰判先大津肥中浦江、九州表分鯨入漁之儀ニ付前書之通申出候故、致詮議候処、先例も有之儀御座候間、被差免候ハ、困窮之浦方成り立之助ニも可相成儀ニ者相見候間、被差免候様此段宜御沙汰可被下候、以上

戌

十二月

(先大津代官)

浦喜兵衛

(郡奉行)

矢嶋作右衛門殿

本史料の前前半部分が『豊浦郡水産史』に載せられているが、『山口県史』の方が全体のなかで位置づけしやすいと判断し、本稿では『山口県史』を使用する。本史料も【史料2-2】と同様に萩藩肥中・和久両浦側の史料である。本史料は、『豊浦郡水産史』では島戸浦の史料の間で羅列されており、萩藩と長府藩の関係性および史料の位置づけが読み取り難かった。『山口県史』に掲載された本史料の存在が、『豊浦郡水産史』の同じ史料の意味を明確にしたと言える。⁽⁷⁸⁾

【史料5】の島戸浦のみならず、本史料の肥中・和久浦においても萩藩に対する上申がみられた。両庄屋から大庄屋の藤津彦右衛門を通して

市丸が【史料4】の本証文を差し出したのに対して、島戸浦庄屋ほか二名の年寄が同日の二十五日に、市丸へ「貸渡申鯨網代之事」の「書替証文」を渡していた。本史料の日付が【史料4】と同じ日であったことは証文の交換上、当然のことであった。島戸浦と吉丸との間で鯨網代の使用に関する詳細な本証文の取り交わしが、非常に早い日程で完了していた。⁽⁶⁸⁾

〔史料6〕「豊浦郡水産史」⁽⁶⁹⁾

御願申上候事

豊浦郡島戸浦鯨網代之儀は、先年より萩御領肥中浦と入相之場所にて御座候、先年は地組並九州其外よりも入漁罷越繁昌仕候網代に御座候処、五十余年中絶仕居候、然処に此度肥前之国大村御領松島の住人深澤与六郎と申者手先吉丸市右工門と申者罷越、前断の鯨網代請浦為致呉候はば、入漁に参度談合に及候に付、島戸・肥中両浦申談別紙願書書替之写差上申候通組方より願出申候、御上納銀先年鯨一本に付、四百目宛尤有之内、半分萩御公儀様へ上納、半分長府御公儀様へ上納仕来候、白子之儀は御運上不被召上候、御買上鯨油本に付十八挺宛、是又半分に御双方様へ御買上仕候、此度の儀も先格の通申談仕候、是又地下浜立銀として二貫目島戸・肥中両浦え半分／＼に請取申約束に御座候、先初年試之儀に付、前段之通折合申候、弥後年より参り候得ば、浜立銀之儀相応に増差出筈に申談候、来亥春より申春迄十ヶ年之間春組入漁に参度段願出申候、浦中も折合能御座候間、何卒願之通御赦免被仰付候様に、此段御郡代様へ宜様被仰上可被下候奉願上候以上

寛政二戊十二月二十五日

庄屋

藤右工門 印

本史料は、【史料4】と【史料5】を受けて島戸浦庄屋の藤右工門が、長府藩豊浦郡「御郡代様」へ取次の「御願」を中林六郎右工門に対して即日申上していたことを示す史料である。⁽⁷⁰⁾ 本史料からは、島戸浦庄屋の対応の早さがみえる。その背景には正月明けからの速やかな深澤組入漁の目的があり、島戸・肥中両浦と深澤組の双方にとって一刻を争う事態に迫られていたからであろう。⁽⁷¹⁾ このなかで島戸浦庄屋の藤右衛門は、入漁について吉丸と「参度談合」して決まった鯨運上銀、買上の鯨油、浜立銀の額およびすべて折半する条件について記載している。【史料4】と【史料5】にみられた「先初年試之儀に付、前段之通折合申候」を最後に確認するかのよう書き記して、「何卒願之通御赦免被仰付候」としていた。ちなみに、この「初年試之」の条件は深澤組にとっては好条件となり、島戸・肥中両浦が考慮した部分と捉えることができる。⁽⁷²⁾

本史料には、「先年は地組並九州其外よりも入漁罷越繁昌仕候網代に御座候処、五十余年中絶仕居候」とあり、ここまでの史料にみられなかった記述があることに注目しておきたい。⁽⁷³⁾ 筆者は、この入会漁場は「繁昌」の漁場でありながらも五十年近く捕鯨が中絶していたことに、島戸浦が九州鯨組へ依存した大きな理由が隠されていたと考える。本史料には島戸浦側の事情が書かれ、非常に力が入った文面であると見受けられる。当然、運上銀など諸条件の折半が明記されている萩・長府両藩の「入相」の唯一の捕鯨漁場であったために、複数の漁村が連携してその地域全体で捕鯨業および鯨組経営を成功に導くために思案の限りを尽くしていたことが汲み取れる。⁽⁷⁴⁾ このことより島戸・肥中両浦の捕鯨業が、中絶と復興を繰り返しながら展開していた長州捕鯨業の一角であったことがわかる。⁽⁷⁵⁾

の入会漁場の利用関係を明らかにするうえで大きな手がかりとなる。⁽⁶⁴⁾
 「鯨船・増舸子運賃船」については島戸・肥中両浦からの「相雇候様御相談」とあり、本史料までで鯨組を開始するうえで条件が揃ってきたことが読み取れる。⁽⁶⁵⁾

本史料は、長州地方の捕鯨漁場と九州鯨組の関係を示している明確な史料であると考えられる。その理由としては、本史料の最後に赤間関問屋の菊屋卯兵衛と島戸浦問屋の外屋久兵衛を保証人として「為念印形」していたことがみとれるからである。下関においては、西海地方で有力な深澤組に対して鯨油を中心とした鯨商品の取引関係を通じた信用度が高く、かつ長州捕鯨業が地域漁業とともに大規模な地域産業であったことが同時にうかがえる史料である。⁽⁶⁶⁾

〔史料5〕『豊浦郡水産史』⁽⁶⁷⁾

貸渡申鯨網代之事

- 一 島戸浦鯨網代春組被致請浦入漁仕度段被願出、先年より萩御領肥中浦と入用之場所付、島戸・肥中両浦請合折上の上、御自分御願之通来る亥の春より申之春迄十ヶ年之間、鯨漁場請浦改させ候、年数の内御約束之廉尤左に相記申候事
- 一 鯨一本に付、御運上銀四百目宛の内、半分二百目長府御上納、二百目萩上納之事
- 一 付り鯨取次第御上納之事、尤金子の儀は御運上不被召上候事
- 一 鯨一本に付、鯨油十八挺宛御用油として御買上げの内、半分九挺長府上納、九挺萩上納直段の儀は従公儀直定有之弘方之筈に御座候、右樽数之儀は、如何程宜鯨にても御定之上余分不召上候、依之員数無相違御上納之事
- 一 浜立銀来亥年之儀は、二貫目に相定、島戸・肥中両浦は受取申約束之事

但、浜立銀御調之儀は、組參候上にて半分一貫目、組半に一貫目両度に受取申約束之事

右浜立銀来亥之春之儀、暫中絶致候網代之儀にて、初年試故前段之通相定、弥後年より參候はば、浜立銀増差出し之筈に御座候、此段は来亥之春組上り御引取之節及相談相極可申候事

一 鯨組居浦納屋場之儀、島戸・肥中浦格番年数之内、代々にて居浦有之筈に御座候処、金中浦之組方勝手能所柄に付、当浦へ組方より御相談有之て、年数十ヶ年之内、前五ヶ年亥之春より卯の春迄肥中浦へ居浦被仕、後五ヶ年辰の春より申の春迄島戸浦へ居浦被仕候事

一 鯨組惣人数入込滞留中宗門旁対国法に請状等之儀は、年々共沙汰可有御座候事

一 島戸・肥中両浦是迄有来候諸網諸漁之儀、用捨不相成段、先通て申入置候、尤新規に取連候儀は用捨可申付候事

一 鯨船・増舸子運賃舟組方御入用之節、両浦より御雇の筈に申談、尤国元より被召連之儀者不及其沙汰候事

一 鯨取上御用油煎立相残候分何程にても売買の儀、御勝手次第御作廻之事

右は鯨網代場春組御請浦に付、年数之内一ツ書之廉々少しも相違御座有間敷候、従公儀御免書之儀は、此方役座に留り申候に付、書替証文相渡置申処如件

長州島戸庄屋

寛政二戊ノ十二月二十五日

河口藤兵衛 印

同所浦

年寄 庄左工門 印

同

四兵工 印

肥前松島深澤与六郎代

吉丸市左工門殿

一 浜立銀来亥年二貫目付、御定被下島戸・肥中浦へ相渡可申候
但、浜立銀組参り候上、半分一貫目両浦へ渡、残る一貫目組半に
都合両度に相渡可申候事

右浜立銀来亥春之儀は暫く中絶仕候網代之儀に付、初年試故前段
之通御定之分は弥々後年参り候はば、浜立銀増差出可申候、此段
は来亥春組揚り罷歸り之節、御談可仕候間、其節御極可被下候事
一 鯨組居浦納屋場の儀、島戸・肥中両浦格番に仕年数之内代々にて
居浦仕筈御座候処肥中浦の方組方勝手仕所柄に付、島戸浦へ組方
より御相談仕年数十ヶ年の内、前五ヶ年亥春より卯春迄肥中浦へ
居浦仕、後五ヶ年辰春より申春迄島戸浦え居浦可仕候、且又鯨組
入来惣人数滞留中宗門方に対し御国法の御請状等の儀は、年々其
沙汰可有御座候事

一 島戸・肥中両浦是迄有来候諸網諸漁之儀、御用捨不相成段先達被
仰聞、尤新規に御取立被成候儀は、御用捨可被下由奉得其意候事
一 鯨船・増舸子運賃船共に入用之節に、両浦より相雇候様御相談可
仕候、尤国元より召連参り候はば不及其沙汰候事

一 掛取候鯨御用油煎立残り分何程にても私勝手次第に可仕候事
右鯨網代場春組私請浦被仰付候に付、年数之内一ツ書之廉々少茂相
違仕間敷候、仍て証文相渡候所如件

肥前松島深澤与六郎代

寛政二戊十二月二十五日

吉丸 市右工門 印

長州島戸浦御庄屋

河口 藤右工門 殿

同 所浦御年寄

四 兵 工 殿

同 庄右工門 殿

右前書之通肥前松島深澤与六郎代吉丸市右工門島戸浦鯨網代場春

組請浦之儀、御願書仕候処、網代貸渡前段口メリ之條々少も相違無
御座候、万一否之儀御座候節は、私共罷出御メリ之通取捌可仕候為
念印形仕候以上

同 日

赤間関問屋

菊屋卯兵衛 印

島戸浦問屋

舛屋久兵衛 印

十二月二十三日から二日後の二十五日には、吉丸は本証文を【史料
2-1】でみられた島戸浦の庄屋藤右工門ほか二名の島戸浦年寄へ差し
出していた。第一に、「島戸浦鯨網代」の位置づけと「請浦春組入漁」
の手續きについては、「萩御願肥中浦と先年より入相の場所にて、萩長
府御双方御公儀様へ御願被仰上候場所に付、島戸・肥中両浦御折合之
上」と書かれていた通りであることを確認しておきたい。第二に、運上
銀、買い上げ用の御用油、浜立銀の規定が続けて記され、萩・長府両藩
および島戸・肥中両浦と深澤組にとって一番重要な「請浦」の条件が書
かれていた。萩・長府両藩に対する運上銀および買い上げ用の御用油が
折半であったことが詳しく記載されている。そして、島戸・肥中両浦へ
の浜立銀も二等分による支払いおよびその時期を含めた条件が明記され
ていたことである。加えて、「中絶」していた網代であったために、初
年の操業については慎重であったことがわかる。西海地方で名の知れた
深澤組をもってしても、この網代での捕鯨業が難しかったことを示す文
言である。

鯨組の納屋場については、十年のうち肥中浦へ五カ年「居浦」した後
に島戸浦へ五カ年「居浦」とある。深澤組が「居浦」する本拠地の滞在
期間についても島戸・肥中両浦で等分に分けていたことは、長州捕鯨業

付、何卒御燦敷を以て御運上銀先一ツ書之通り被召上被遣候様に被仰出可被遣候、後年よりは御極め被下候御運上御備可仕候、此段宜様に被仰上可被下候以上

寛政貳戌十二月廿三日

深澤与六郎代

吉丸 市右衛門 印

御庄屋 河村藤右工門殿

島戸・肥中両浦および深澤組の双方にとって重要な点は、「請浦」にあつた条件である。本史料は羽原、徳見ともに提示していない史料であり、ここに再考の視点および本研究の意義の一つがある。本史料のような鯨組からの詳細な運上銀史料は、藩領国体制のなかで展開してきた各地方の捕鯨業と各藩との関係を的確に示すものである。とくに筆者は、近世捕鯨業史研究のなかでも運上銀史料を重要視している⁽⁵⁵⁾。徳見は、『捕鯨考』のなかで運上銀についての別項を設けて考察していた。筆者は、地組あるいは九州鯨組の入漁のいづれにしても各浦の捕鯨業の展開を考察するうえで、運上銀については同時に捉えておく必要があると考⁽⁵⁶⁾える。吉丸は、春浦の「請浦」申請の後押しの意味を含めて、鯨種ごとの詳細な運上銀について島戸浦の庄屋藤右工門へ「御断」していた。長州捕鯨業に関する史料および研究のなかで、本史料のように鯨種ごとの詳細な運上銀を示したものは、管見の限りこれだけである⁽⁵⁸⁾。

本史料からでは、平戸藩等の西海地方では至極当然のことであつた先納銀はみられなく、そのうえ西海地方の中小各藩に比べて深澤組のこの運上銀は低額であつたことがみてとれる⁽⁵⁹⁾。筆者は、すでに同じ寛政期における平戸藩への益富組よりの運上銀について検討した。平戸藩領内の春浦の勢美鯨の運上銀は一貫目から一貫五百目であり、本史料の四百目と比較すると半分以下であつたことがわかる⁽⁶⁰⁾。萩・長府両藩への低額な

運上銀設定は、深澤組にとって非常に魅力的な春浦の「請浦」の条件となつていた。長州地方の鯨運上銀に関する他の史料では、鯨一頭に対する運上額が記されているのみであつた。本史料には、長州地方と西海地方とは、捕鯨業の生産・販売に対する技術や認識に対して大きな差があつたことがみえる。筆者が拙稿で示した益富組では勢美鯨が一番高額であつたが、本史料では勢美鯨と長須鯨の運上銀が高額であつたことがわかる。本史料を推し量ってみれば、勢美鯨に狙いを定めて沖場体制を整えていた深澤組のハイレベルな技術水準およびそれを承知して依頼していた島戸・肥中両浦の企図が読み取れよう⁽⁶¹⁾。

(二) 深澤組による入漁の本申請と島戸・肥中両浦の対応
〔史料4〕『豊浦郡水産史』

書替証文之事

一 島戸浦鯨網代致請浦春組入漁仕度御願仕候処、萩御願肥中浦と先年より入相の場所にて、萩長府御双方御公儀様へ御願被仰上候場所付、島戸・肥中両浦御折合之上、来亥春より申春迄十ヶ年之間、鯨漁場請浦被仰付候、年数之内御約束之廉左に相記申候事

一 鯨一本に付御運上銀四百目宛

但、右之内半分二百目宛萩御公儀様へ差上可申候

同二百目宛長府御公儀様へ差上可申候

右御運上銀之儀、鯨揚次第追々御上納可仕候、尤白子之儀は御運上不被召上候事

一 鯨一本に付、油十八挺宛御用油として被遊御買上候内、半分九挺萩御公儀様へ御買上げ可申候、半分九挺長府御公儀様へ御買上可申候、代銀之儀者、年々従御公儀様直定被仰出御払方被遊管に御座候、尤何程宜敷鯨にても右之外余分不被召上候、依之員数無相違上品御上納可仕候事

汰可被下候、以上

戌

十二月

深沢与六郎代

吉丸市右衛門

(肥中浦)

御庄屋

多賀百助殿

(和久浦)

同

竹田九兵衛殿

浦御年寄

彦左衛門殿

同

九郎右衛門殿

同

中野源二右衛門殿

本史料は『豊浦郡水産史』にはみられず、『山口県史』において新たに見受けられたもので、従来の見解を補足できる貴重な史料である。本史料は、『山口県史』の史料解題において「県庁伝来旧藩記録」と書かれている通り、萩藩へ肥中浦庄屋と和久浦庄屋から差し出されたものである⁽³⁴⁾。

本史料においても深澤与六郎の名代として吉丸市右衛門が、【史料2-1】の島戸浦のほかに、もう一方の萩藩肥中浦の庄屋多賀百助に「御願申上」げた記録が残っていた。肥中浦のみならず同じ萩藩の和久浦の庄屋竹田九兵衛の名もみえる。吉丸市右衛門は、島戸・肥中両浦のみならず和久浦に対しても差し出していた。角島の利用については、本史料にも「角嶋江鯨船・あみ船共ニ差置申度奉存候事」とあるように【史料2-1】と同じ内容がある。図1で示した鯨網代は、このように長府藩島戸浦、萩藩肥中浦、長府藩角島、萩藩和久浦からなる長州地方に

おける捕鯨漁場として、非常に複雑な入会構造になっていた。この時期では、本史料にみられる通り「長府御領嶋戸并肥中両浦之儀ハ、半々々々之網代」が基本構造となっていた⁽³⁵⁾。

【史料2-1】と【史料2-2】でみた通り、九州鯨組からの「御願」等の申請手続きは島戸・肥中両浦に対してそれぞれルートがあった。【史料2-1】と【史料2-2】の両史料には、納屋場の使用、鯨組に要する飯料、日雇い人などの条件についても全く同じ内容が書かれていた。これまでの『豊浦郡水産史』に掲載された島戸浦側の史料からの論証に対して、『山口県史』は傍証的役目を果たしている⁽³⁶⁾。深澤組が提示した条件は、日本海沿岸における巨大鯨組による他国出漁の実態を示していた。なおかつ、西海地方から入漁していた九州鯨組と長州地方の漁村との間で、「請浦」をめぐる攻防戦が展開されていたことが容易に想像できる⁽³⁷⁾。

〔史料3〕『豊浦郡水産史』⁽³⁸⁾

御断申上候事

| | | | |
|---------------------|------|------|-------|
| 一 勢美鯨 | 一本二付 | 御運上銀 | 四百目 |
| 一 同子鯨 | 同 | 同 | 四百目 |
| 一 座頭鯨 | 同 | 同 | 二百八十目 |
| 一 同子鯨 | 同 | 同 | 百二十目 |
| 一 一兒鯨 | 同 | 同 | 百二十目 |
| 一 同子鯨 | 同 | 同 | 八十目 |
| 一 長須鯨 | 同 | 同 | 四百目 |
| 一 同子鯨 | 同 | 同 | 百二十目 |
| 一 白子之儀は無運上に被仰付可被遣候事 | | | |
| 以上 | | | |

右御当所鯨網代暫中絶仕候処、此度私存立御願申上候、初年の儀に

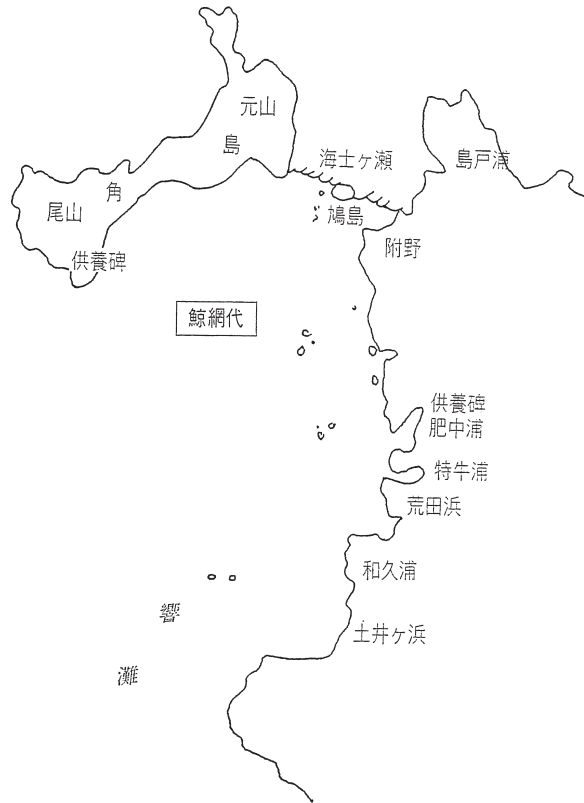


図1 島戸浦・肥中浦・和久浦・角島の複数の漁場からなる鯨網代出所『豊北町史 二』（豊北町、1994年）214頁。

出していた。このことは、鯨油の販売先である地方市場の下関と長州捕鯨業および九州鯨組との密接な繋がりを指し示すものである。⁴⁵⁾
 本史料からは、九州鯨組による捕鯨業の特徴がみえる。第一には、藩の買い上げ油に対して「随分念を入煎立仕御見分を請」と記しているように、深澤組は鯨油の精製について高い技術を持っていたことである。九州鯨組は、従来指摘されてきた捕獲技術だけではなく、クオリティーの高い鯨油を提供できる精製法や品質管理のノウハウを有していた。第二には、鯨捕獲における沖場作業を展開する時に、島戸浦からでは鯨船・網船が間に合わない場合があるので、「角島へ鯨船・網船共に差置申度」と書かれていたことである。この点から島戸・肥中両浦の漁場のみならず角島の漁場も巻き込んだ大きな網代であったことがわかる。この複数の漁場からなる鯨網代の位置関係については、『豊北町史 二』

に掲げられており、非常に重要な網代図として図1に載せておく。⁴⁶⁾ 深澤組が、広域な網代において鯨組の展開を可能とした捕鯨技術力が同時に汲み取れよう。⁴⁷⁾

〔史料2-2〕『山口県史』⁴⁸⁾

寛政貳戌十二月

肥中浦鯨組入漁ノリ書写

御願申上候事

私儀肥前国大村御領松嶋之深沢与六郎与と申ものニ而御座候、然所

(代吉丸市右工門と申者脱カ)

肥中浦之儀者先年分鯨網代宜敷所柄と相聞候ニ付、此度御当地罷越見合候所、鯨漁仕度奉存候間、来ル亥年分申年迄拾ヶ年之間、漁業御差免被成可被下候、且長府御領嶋戸并肥中両浦之儀ハ、半分々々之網代ニて御座候由、左候へハ彼御領へも御願可申出候、御運上銀・御買上油并浜立銀共ニ、御究之通堅固ニ御上納可仕候事

一御買上ケ油随分念を入煎立仕、御見分を請御封印ニノ萩積廻可申候、右煎立等之儀者私作廻ニ被仰付可被下候事

一鯨組本木屋床入用次第、御貸渡被成可被下候事

一朝鯨参候節、爰元分鯨船差出候而者、海程忝里余も有之候ニ付、

間ニ合兼候間、角嶋江鯨船・あミ船共ニ差置申度奉存候事

一木屋道具・竹木之類入用之節ハ、此辺ニ而買得被仰付被遣候事

一鯨組飯料・薪等之儀者、追々積越仕候へ共、万一差間之節者、於

此辺買得被仰付可被下候事

一日雇人等組方入用之節者、肥中・嶋戸御双方分御雇せ被成可被下候事

右之通鯨漁業之儀、来亥ノ春彼岸十日前分沖立仕度奉存候間、願之通被差免被成被下候様奉願候、尤其外廉々御請状書替し等之儀者、御免許之上差出可申候、何分願之通被差免被遣候様、宜敷被成御沙

滯堅固に御上納可仕候事

一 御買上げ油随分念を入煎立仕御見分を請、御封印にして長府表え積廻可申候、煎立等の儀、私作廻に被仰付可被下候事

一 鯨組居浦本木屋納屋床等の儀は、入用次第御貸渡被成可被下候事
一 懸鯨参り候節、爰元より鯨船差出候ては海程一里余りも御座候に付、間に合兼候間、角島へ鯨船・網船共に差置申度奉存候事

一 木屋道具竹木の類入用之節は、此辺にて買得之儀付可被遣候事
一 鯨組飯料薪等之儀、追々積越仕候得共、万一差間之節は於此辺に買得之仰付可被下候事

一日雇人等組方入用之節は、島戸・肥中御双方より御座被成可被下候事

右之通来亥之春彼岸十日前より鯨漁業沖立仕度奉存候て、願之通御差免被成下候様に奉願候、尤其外廉々御請状書替等の儀は、島戸・肥中両浦御役人様御出会之上、被仰談之旨を以差出可申候、赤間関問屋菊屋卯兵衛・島戸浦問屋舩屋久兵衛殿に御願申上候、何分願之通御差免被下候様に奉願上候已上

肥前大村御領松島住人

戊十二月二十三日

深澤与六郎代

吉丸 市右工門 印

赤間関問屋

菊屋卯兵衛 印

島戸浦同

舩屋久兵衛 印

御庄屋

河口藤右工門殿

浦御年寄

四 兵 工 殿

同 庄右工門殿

本史料からは、組主の深澤与六郎の代わりとして吉丸市右衛門が、ま
ず島戸・肥中両浦を中心とした鯨網代の「見立」を行っていたことがわ
かる。その後吉丸は、「鯨春漁仕度」⇨春浦として「十ヶ年の間」の
「漁業請浦御差免」を、【史料1-1】・【史料1-2】にみられた島戸浦庄
屋の藤右工門ほか二名の年寄へ「奉願」したものである。【史料1-2】
の寛政二年七月晦日から約五ヵ月後の本史料よりは、島戸・肥中両浦へ
の入漁のための「懸合」が行われていた鯨組に変更があったことが即座
にみてとれる。当初の平戸の森島伝左工門と油屋弥八右工門の二人から
深澤与六郎へ変更となっていた。

深澤与六郎とは、大村藩松島を本拠地としていた深澤与五郎組（以下、
深澤組）一統のことであり、この時期には全国長者番付の上位にも名が
みられるほど有名な九州の巨大鯨組であった。⁴³ 徳見は、深澤組が登場し
てきた理由が判明しないと述べていた。羽原は、「借主深澤氏の経営は今
度が初めてのようであるから、肥前国平戸乃至大村地方の捕鯨組との関
係」は「古くかつ広い」と述べていた。両者ともに深澤組入漁の詳しい
事情までは言及していなかった。⁴⁴ 筆者としては【史料1-1】と【史料
1-2】の二つのみでは、寛政初期における深澤組が入漁したことにつ
いて容易に解答を導き出すことは難しく、次の課題にしておきたい。⁴⁵ 長
州捕鯨業側についても今後はさらなる原史料を掘り起こしていく必要が
ある。

本史料の「十ヶ年の間」というのは、【史料1-1】の「十ヶ年賦」に
則したものである。本史料にみられる通り、深澤組入漁において赤間関
問屋の菊屋卯兵衛と島戸浦問屋の舩屋久兵衛が保証人となっていること
は大変興味深い。⁴⁶ 九州鯨組のなかでも屈指の巨大鯨組として知られてい
た深澤組でさえも、下関や島戸浦の問屋商人を通じて請浦の願いを差し

之相談仕候得ば、此方にて半かわ仕呉候様に申候、併銀子半かわ分にて三十貫目仕出呉候様にと申儀に御座候、尤半かわ分人数御望無御座候はば、此方斗にて仕候由にも申毛悲、銀子三十貫目御貸被下候にと申儀に御座候、万一不漁にて御銀御調得不仕候はば、持参仕候鯨かぶ諸道具一卷不残御預置之分御召取可被成候、於其時分一言の御理申間敷由、申候か様のメ方に御座候、然上は来月十五日に平戸罷立油屋弥八罷登筈に御答候、其節前銀十五貫目御渡方被下候様にと申越に御座候、残銀之儀は網かぶ諸道具不残差廻し申上に御渡方可被下候由に申儀に御座候

一 網かぶ船諸道具差廻之儀は、十月中には指廻可申之由に申候

一 鯨組沖立之儀は正月十一日直に可仕由に申候、尤組子人柄の儀は年内より入込の儀に御座候

一 鯨組に付御運上其外鯨一卷に掛に掛り物等は不及申、御国法之御法度御沙汰懸り儀に至迄一切相背申間敷候由彼方より申方に御座候

右一ツ書之通於彼地懸合仕罷帰り申候付て委細覚書を以申処如件

寛政二戌七月晦日 肥中浦綿屋

六郎左工門 印

島戸御庄屋

藤 右 エ 門殿

寛政二年二月より五ヵ月以上経た七月晦日の本史料には、享保・宝暦期と同様に九州鯨組が現れる。寛政期以前の経緯を合わせて考えると、長府藩島戸浦と萩藩肥中浦が共同の鯨組を漁村単独で興すのではなく、九州鯨組と一緒に捕鯨業を開始する計画であった。したがって、島戸浦と肥中浦で相談した後九州鯨組との間で交渉が進められ、両者に「折合」がついていたことが書き記されている。萩魚町の真木源之允と肥中

浦綿屋の六郎左工門が平戸へ渡り、平戸の森島伝左工門と油屋弥八右工門の兩人へ話を持ち込んでいた。⁽³⁶⁾ 森島・油屋の兩人は平戸町人であり、これら平戸町人は鯨組株に該当する網道具・鯨船一式を所有していた者たちとして、享保・宝暦期から島戸・肥中両浦へ入漁していたと思われる。平戸町人は、近世初頭から西海地方において捕鯨業を展開していた信用度の高い鯨組を組織できる者たちであった。この地方において鯨組株を所有していた中小鯨組の一角を形成していたと筆者はみている。⁽³⁷⁾

島戸・肥中両浦では、九州鯨組と共同で開くために【史料1-1】にあつた銀五十貫目のうち三十貫目を使用し、一方で不漁の場合の対応も含めて平戸町人が持つ鯨組株を担保にして、鯨組を興す計画Ⅱ「折合」であつた。従来、羽原、徳見、多田により萩・長府両藩の捕鯨業に対する保護政策は指摘されていた。⁽³⁸⁾ 【史料1-1】と【史料1-2】からは、西海捕鯨業における中小諸藩では到底賄いきれないほどの膨大な費用を融通していたことが鮮明になる。それと同時に、九州鯨組をうまく活用し、鯨組を再開しようとして平戸へ出向いてまでの画策をした島戸・肥中両浦の共同経営の実態が浮かびあがる。⁽³⁹⁾ ここまでの検討から筆者は、まず藩よりの莫大な資金融通と九州鯨組の共同経営の点に長州捕鯨業の大きな特徴を見出しておきたい。

〔史料2-1〕『豊浦郡水産史』⁽⁴⁰⁾

御願申上候事

私儀肥前之国大村御領松島之深澤与六郎と申者代吉丸市右工門と申者にて御座候、然所島戸浦之儀は先年より鯨網代宜場所と及承候に付、此度御当地え罷越見立之処、鯨春漁仕度奉存候間、来る亥の春より申の春まで十ヶ年の間、漁業請浦御差免被成下候様奉願候、尤萩御領肥中浦と両浦入相の場所にて、諸事半分〳〵の所筋にて御座候左候得ば、彼の御領へも御買上げ油並浜立網代銀共に御極之通無

二、寛政二・三年大村藩深澤与六郎組による長州島戸・肥中両浦への入漁の再考

(二)九州鯨組の入漁背景と深澤組による入漁の仮申請

大村藩の深澤組が長州地方の捕鯨漁場へ入漁する背景について、寛政二年二月の史料からみていこう。

〔史料1-1〕『豊浦郡水産史』⁽⁴⁾

鯨組御拝借御上納積り書

一銀五十貫目

右は十ヶ年賦に拝借之仰付可被下候、尤元銀にて被召上可被下候、

一ヶ年に五貫目宛御上納之事

一ヶ年に五貫目宛御上納之儀は、仮令鯨漁不漁に御座候共、無相違御上納可仕候間、赤間関にて芝居晴天三十日二月七月一ヶ年に兩度宛、御免被仰付可被下候事、猶又五十貫目御拝借銀の内、二十貫目は慥成人十人程は二貫宛十ヶ年預け置、右二十貫目利足御上納に引当て可申候事

一右之通に可仕候得ば、仮鯨漁不漁にても一ヶ年五貫目宛、御上納之儀受合申上候

一鯨御運上銀の儀、鯨一本に付、銀四百目宛萩様御双方へ差上候事、但二百目宛御上納之事

一ヶ年に鯨油百丁宛御買上げ可被仰付候、尤下ノ関相場に一丁に付十匁下りにて御書上げ可申候

右之通御運上並仰拝借銀御上納仕候積り書仕差上申候以上

寛政二戌ノ二月十九日

庄屋

藤右エ門印

『豊浦郡水産史』に掲載されている史料のうち、羽原、徳見と同様に筆者も寛政二(一七九〇)年二月の本史料を最初に引用しておく。本史料は、長府藩領内の島戸浦の庄屋藤右エ門が長府藩へ差し出したものである。標題には、「鯨組御拝借御上納積り書」と記されている。島戸・肥中両浦が鯨組を開くために、萩・長府両藩に対して銀五十貫目を「拝借」するために完済する方法を合わせて書き記している願書であった。まず銀五十貫目に対して「十ヶ年賦」にて返済する方法が詳しく書かれたものである。銀五十貫目のうち二十貫目は、十人に分けて「二貫宛」預けることにして、「二十貫目利足御上納」に当てる分とした。鯨組は残りの三十貫目で開き、また不漁になった場合は一年につき五貫目を返済する「受合」を記している。本史料のみでは、どのような形態で鯨組を興すのか、すなわち地組で開くのか、それとも享保・宝暦期のように九州鯨組に依存するのかについて断定できない部分がある。⁽⁵⁾

返済方法以外では、鯨を捕獲した時の鯨運上銀と鯨油の買上げについて書かれている。鯨運上銀は、鯨一本に対して銀四百目であり、長府藩と本藩である萩藩へ半分ずつの二百目を納めなければならなかった。

したがって、本史料は長府藩島戸浦の史料ではあるが、享保・宝暦期のように萩藩肥中浦と共同で鯨組を起ち上げる計画が練られていたことが判明する。⁽⁶⁾ 萩・長府両藩が一年につき鯨油を百丁買上げることが記されていた。その買上げ価格は、「下ノ関相場に一丁に付十匁下り」となっていた。鯨油価格は下関市場の相場で決められており、当然長州地方で捕獲された鯨油の販売先は下関市場の間屋であった。⁽⁷⁾

〔史料1-2〕『豊浦郡水産史』⁽⁸⁾

鯨組折合之品申上候書付

一今度萩真木源之允私兩人肥前平戸へ被罷下、鯨組聞合仕候処に、於平戸森島伝左エ門油屋弥八右エ門兩人鯨かぶ持合居候に付、右

られてこなかった。かつて筆者は、深澤組が近世前中期において複数の捕鯨漁場で展開した西海地方最大規模を誇った鯨組であったと明らかにしたが、それだけに留まっている⁽²⁶⁾。

深澤組入漁については、おもに深澤組が入漁した事実と深澤組の西海式網掛突取法が長州捕鯨業の技術発展に貢献したことのみで、長州地方の捕鯨漁場および深澤組の双方の事情については何ら触れていないのが現状である。すなわち、西海捕鯨業史研究を進めている側からも長州地方の捕鯨漁場と九州鯨組との関係については、見過ごされてきた。ましてや長州地方の捕鯨漁場を西海地方の捕鯨漁場の一角として見做している研究がある以上⁽²⁷⁾、日本海沿岸捕鯨業における巨大鯨組の動向の研究を推し進めている筆者としても見逃せない緊急の課題である。

では従来、島戸・肥中両浦における深澤組入漁に関する分析にはどのような原史料が使用されてきたのであろうか。島戸浦とその周辺の捕鯨業について記された原史料が翻刻されて『山口県豊浦郡水産史』(以下、『豊浦郡水産史』)に掲載されている。『豊浦郡水産史』の史料は羽原、徳見、中園などが使用しており、長州捕鯨業史研究のなかで最も重要な基本的文献の一つと位置づけできる。それに対して近年『山口県史』史料編 近世四(以下、『山口県史』)が刊行された。このなかの「前大津先編 大津捕鯨一件」には、深澤組と益富組の入漁に関する記録がみられる⁽²⁸⁾。『山口県史』所収の捕鯨業に関する史料群は、木部和昭が中心となって掘り起こした長州捕鯨業に関する最新の成果と言える⁽²⁹⁾。

従来の西海地方の巨大鯨組が長州地方の捕鯨漁場へ入漁していた研究では、長州捕鯨業の特色や九州鯨組との関係について考察するまでには至っていない。とくに九州鯨組が入漁する場合には、長州地方の捕鯨漁場においてどのような者たちと交渉がなされ、いかような条件を課せられたのかについて今一度再考する必要がある。再度焦点をあてることによって、長州捕鯨業の特色および九州鯨組との関係を明瞭に描き出すこ

とが可能になると考える⁽²⁸⁾。

次節では、この導き出された課題について、『豊浦郡水産史』と近年刊行された『山口県史』に含まれる深澤組入漁に関する史料を合わせて検討する。これら二つの史料群を組み合わせた分析はこれまでみられなかった考察方法であり、かつ本稿の問題関心に一定の答えを与えてくれる考察方法になり得ると考える。従前、長州捕鯨業の特色については、通浦、瀬戸崎浦、川尻浦の三つの浦における捕鯨漁場の分析から論じられてきた⁽³⁰⁾。それに対して、本稿において島戸・肥中両浦から長州捕鯨業の特色を照らし出すことは、長州捕鯨業の解明にとっても新たな考察方法となる。

また、『豊北町史』と『豊北町史 二』における深澤組入漁の記述については、羽原と徳見の見解を越えるものではないが、自治体史の活用を重要視している筆者としては、この二書の活用も本稿の重要な考察方法としたい。旧豊北町の島戸・肥中・和久・角島などの近世漁村の実態については、二著のなかで萩・長府両藩や農村との関係で明らかにされた史実が多く記され、各浦の性格を押さえるうえでは重要な資料と考えるからである。

西海捕鯨業は平戸・五島・大村・唐津・対馬・福岡藩などの複数の藩で展開していたのに対して、長州捕鯨業は萩・長府本支藩で展開した。長州捕鯨業に関しては藩と関わる豊富な史料が残され、研究の蓄積がみられる。したがって、今後も藩領国の社会経済構造のなかで大規模な地域漁業として捉えることが必要である。そこで本稿では、過去の研究と『豊浦郡水産史』を基盤として新たな『山口県史』を交えて、萩・長府両藩のバックグラウンドを持つ長州捕鯨業と九州鯨組との関係の解明を試みたい。

た」九州の「専門の鯨組」として「九州大村の深澤儀平治」をあげている。そして羽原は、「享保以後の趨勢」とした括りのなかで、寛政二・三（一七九〇・九一）年の「深澤与六郎」組入漁に関して若干の分析を行っている¹⁷。「捕鯨業」の項目において島戸・肥中両浦については、通浦、瀬戸崎浦、川尻浦の三浦の検討に対して一見希薄に感じられる。しかし実のところ羽原は、島戸・肥中両浦における九州鯨組の入漁および深澤与六郎の入漁については、「捕鯨業」の項目以前の「地浦聚落の沿革及び相互関係と幕末期の浦方」のなかで、「島戸浦対肥中浦（特牛浦通浦を含む）の鯨漁」として漁村同士の相互関係と結び付けて深く考察していた¹⁸。

徳見は、長州地方のおもな捕鯨漁場を通浦、瀬戸崎浦、川尻浦、島戸・肥中浦、見島に分けている。深澤組入漁については、島戸・肥中両浦と見島の二つの漁場で論じている。島戸・肥中両浦については、享保十二（一七二七）年の史料から、元禄十（一六九七）年以前に「一、網組 九州大村 深沢儀平治」が入漁していたことを指摘している¹⁹。次に寛政二・三年の深澤与六郎組入漁について史料を用いて考察を展開している²⁰。この点については羽原が同じ史料をもとに先に論じているが、徳見は長州捕鯨業史に特化している分、羽原の分析よりは一層掘り下げた形で九州鯨組入漁の意義を探っている。しかしながら、両者とも島戸・肥中両浦と九州鯨組の入漁との関係からわかる長州捕鯨業の特色については整理されていない。

見島における深澤組入漁について徳見は、「その最初の入漁者は恐らく肥前の松島与五郎の組ではなかったかということである」としている²¹。松島与五郎とは深澤与五郎のことである。見島については、多田の『見嶋と鯨』が詳細である。多田は、「三、見島と九州鯨組」の項目を設けて、「深沢与五郎、中尾小川組、増富組―等九州鯨組のいずれも大物が入漁していたことがわかる。九州鯨組と見島は、捕鯨については非常に

深い関係にあった所である」と指摘している²²。続けて多田は、深澤組に関して研究文献から考察したのちに、「見島捕鯨は松島与五郎の入漁に始まり、その後九州組の捕鯨基地となって長い間にぎわったところである」と述べている。さらに「見島捕鯨は、宝永元年（一七〇四）ごろ、松島与五郎の手によって開拓され、以後、九州鯨組が幾組も入漁して長年繁栄をきわめた地である」と、二度にわたって明言するほど強調していた²³。

ここで多田が指摘した中尾組と益富組について少し触れておこう。多田は見島への中尾組入漁については、安政四（一八五七）年であったことを原史料から述べている。しかし多田は、近世後期西海地方最大の鯨組数を誇った益富組に関する具体的な史料については提示していない。益富組に関しては、新宅が『萩藩近世漁村の研究』のなかで、文化三（一八〇六）年の通浦への益富（豊屋）組入漁に関しての原史料に触れながら考察している²⁴。ちなみに『長門市史』には、新宅と同じ史料による分析がある²⁵。

以上のように、長州地方の捕鯨漁場のなかでも島戸・肥中両浦および見島において深澤組を中心として九州鯨組が入漁し、長州捕鯨業の発展にとって大きな影響を与えていた。しかし、前記以上の考察がみられず、先行研究の整理から長州地方の捕鯨漁場と九州鯨組の入漁との関係については、依然として残された課題であることがわかった。

長州捕鯨業史研究のなかで九州鯨組の代表格とされた深澤組が、西海地方で展開していた捕鯨業の実態については、近年原史料から一段と明らかになってきた。そのなかで深澤組による長州地方の捕鯨漁場への入漁については、柴田恵司と中園成生がおもに長州捕鯨業側の史料から指摘している²⁶。しかし、深澤組の関連史料から長州地方の捕鯨漁場への入漁の検討はみられない。なおさら、西海捕鯨業史研究のなかで深澤組入漁の意義や、そこから判明する長州捕鯨業との関係についても全く論じ

幕末・明治期までの沿革を論じたことである。第二には、長州捕鯨業における網取法の創始、長州藩の保護・奨励、鯨運上銀の実態、鯨網代の紛争、鯨組組織の特色、近代捕鯨事業の先駆者、長州捕鯨と下関との関係などから長州捕鯨業の特色を浮き彫りにしたことである。徳見は、近世期を中心に近代期から戦後以降に至る南水洋捕鯨までを視野に入れて長州捕鯨業について明らかにした。『捕鯨考』は、羽原と並んで長州捕鯨業の全体像と漁村の基本構造を提示した実証的研究である。

『捕鯨考』と並んで長州捕鯨業史の最重要研究としては、多田穂波の『見嶋と鯨』（一九六八）と『明治期山口県捕鯨史の研究』（一九七八）をあげておきたい。⁶⁾前者は現在の萩市北西方の日本海に浮かぶ見嶋における捕鯨業に絞って書かれたものであり、後者は明治期の長州捕鯨業に力点をおいたものである。とくに徳見と多田の二著は、近世・近代日本捕鯨業史研究にとっても必読書に位置づけられる。

羽原以外でも長州地方の漁業構造のなかで長州捕鯨業の展開を明らかにした優れた研究がみられる。それが、新宅勇の『沿岸漁業の地理学的研究』（一九六八）と『萩藩近世漁村の研究』（一九七九）である。殊に後者は、長州藩における「長門北浦漁村の捕鯨業」として論じている。⁷⁾新宅の二著に関しては、従来長州地方の漁業史・捕鯨業史研究では見逃されてきた研究である。今後の長州地方の漁業・漁村史・捕鯨業史研究においては、地理的視点も加えられた新宅の研究を踏まえて考察を進める必要性がある。

原史料を分析して捕鯨業史について書き記された代表的な自治体史としては、『長門市史 歴史編』（一九八一）（以下、『長門市史』）をあげることができるといえる。⁸⁾そのほかに、近代期における大津郡の捕鯨争議を中心とした戸島昭の六つの論考からなる「大津郡捕鯨紛議」（一九八九～二〇〇二）は、長州捕鯨業の近世から近代への移行期の実態を知るうえで必須の内容を含む研究である。⁹⁾

二〇〇〇年以降では、河野良輔の『長州・北浦捕鯨のあらまし』（二〇〇五）と清水満幸の『萩・北浦のクジラ文化』（二〇一一）といった概説論を含む研究がある。河野は、長州捕鯨業に関する史資料を写真としてビジュアル的に掲載して紹介した。『長州・北浦捕鯨のあらまし』は、長州捕鯨業の研究を深めるうえで羽原、徳見、多田の三氏と並んで最も参考にしなくてはならない文献である。

古賀康士の「地域産業としての長州捕鯨」（二〇一三）は、未公開史料を丹念にかつ新たな視点から分析した最新の研究である。古賀の研究は、今後も長州捕鯨業に関する新史料の掘り起こしの重要性を物語るものである。¹⁰⁾岸本充弘による『関門鯨産業文化史』（二〇〇六）は、近世の長州捕鯨業に特化した研究ではないが、近世の長州捕鯨業の発展基盤として下関を中心とした関門地域と鯨産業との関係について明らかにしたものである。『関門鯨産業文化史』は、長州捕鯨業の広がりや地域的・時代的にみせていたことを明瞭に示された非常に肝要な研究である。¹¹⁾

（二）深澤組入漁に関する分析の整理と本稿の課題・考察方法

長州地方の捕鯨漁場へ入漁した西海地方の巨大鯨組については、前述の長州捕鯨業史研究において大村藩の深澤組、平戸藩の益富（豊屋）組および土肥組、唐津藩の中尾組が指摘されている。そのなかで深澤組入漁については、原史料に基づいた分析が多くみられる。本稿では、深澤組入漁に絞り再考を兼ねて検証していく。深澤組入漁の具体的な年代や見解については、羽原の『漁業経済史』、徳見の『捕鯨考』、多田の『見嶋と鯨』に多く含まれる。これらを整理して本稿の課題を導きだしつつ、考察方法について述べておきたい。

羽原は、「長州藩の漁業及び漁村の研究」の「捕鯨業」とした項目のなかで、島戸・肥中両浦の捕鯨業について触れている。そこではまず突漁と網漁に分けて、網漁が開始された初め頃に「網代を借受け従漁し

長州捕鯨業と九州鯨組との 関係についての一考察

— 寛政二・三年大村藩深澤与六郎組

入漁から探る —

末田 智樹

中部大学人文学部歴史地理学科・准教授

一、はじめに

(一) 近世捕鯨業史研究の課題と長州捕鯨業史研究の整理

近世の捕鯨業では、漁村を基盤とする漁撈組織や地方豪商の要素を持つ高度な専門集団として鯨方・鯨組が成立し、生産と流通の両面において藩を越えて大規模な地域漁業として展開していたところに特徴がある。とりわけ太平洋沿岸では東から房州・紀州・土佐地方、日本海沿岸では長州・西海地方の五つの地方において捕鯨業がみられた。これらの地方の捕鯨業に関しては戦後以降に一層研究が進み、各地方のなかで一定程度明らかになってきた^①。

その反面、近世の捕鯨業が成立・展開した五つの地方における鯨方・鯨組の特徴から判明する共通・相違点、各地方の漁村と鯨組や鯨組相互のつながり、また各地方の藩領国における捕鯨業に対する政策および運上銀を通じた各藩と鯨組との関係については、検討の余地が残されている。なかでも藩領を越えて活動していた巨大鯨組と漁村と関係については、日本海沿岸における長州地方の捕鯨漁場へ西海地方で展開していた

九州鯨組による入漁に関する指摘がなされてきた。

そこで、近世・近代期における長州・山口県地方の捕鯨業史研究について整理しておこう。社会経済史的視点からの先駆的研究としては、羽原又吉の『日本漁業経済史 上巻』（一九五二）（以下、『漁業経済史』）に含まれた四〇〇頁を超える「長州藩の漁業及び漁村の研究」があげられる^②。羽原は、長州地方のおもな捕鯨漁場から長州捕鯨業の全体像を描き出し、長州藩の漁業・漁村構造のなかでそれぞれの漁村における捕鯨業の成立・展開を原史料に基づいて実証的に明らかにしている。

羽原は、『漁業経済史』の「第六節 漁業並びに捕鯨業の技術及び経営形態」のなかで「捕鯨業」とした項目を設けて、長州地方の主要な捕鯨漁場を瀬戸崎浦、通浦、川尻浦、島戸浦の順とした。羽原は、とくに瀬戸崎・通浦と川尻浦の捕鯨業の成立・展開状況を原史料から考察している^③。長州捕鯨業の特色について羽原は、第一に、各漁村における捕鯨業の起源を延宝期以後元禄期までとした。第二に、捕鯨技術は西海地方の捕鯨業に学びつつ、長州捕鯨業に携わった技術幹部は九州鯨組の出身者であったことを注目すべき点として強調している。第三に、長州捕鯨業は漁村の資力がある村役人級の人々の資金と藩の補助および萩・瀬戸崎地方の魚問屋からの資金を基盤として創業された。第四に、一般漁夫である加子は浦百姓⇨漁民から動員していた。第五に、不漁が続くと藩自らの御手組になるケースが多かった。羽原は、長州地方の漁村構造と結びついた捕鯨業経営の基本的特徴を見事に整理して明示した^④。

次に、徳見光三の『長州捕鯨考』（一九五七）（以下、『捕鯨考』）があげられる^⑤。羽原は漁業・漁村史研究の一事例として捕鯨業史研究を進めたのに対して、徳見の研究は長州地方の捕鯨業に絞ったものである。そのうえ『捕鯨考』は、近世捕鯨業の歴史的研究のなかでは戦後早い時期にまとめられた単著として高く評価できる。『捕鯨考』の特徴は、第一には、漁村ごとに捕鯨漁場を五つに分けて、各浦での捕鯨業の起こりから